

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

| | | | | |
|---------------------------|---|--------------------|----------------------------|-------|
| 年 月 日 | 2021年3月11日他 | | | |
| 年会費名 | 総合社会福祉研究所2021年度会費 | | | |
| 相手方 | 総合社会福祉研究所 | | | |
| 年会費支払目的 | 社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 年会費 | 2400円 | 2021年度会費(21年4月～6月分)+振込手数料 | 1 |
| | 年会費 | 7281円 | 2021年度会費(21年7月～22年3月分)+手数料 | 126 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 合計 9681円 (すべて政務活動) | | |
| 備考 | 添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これからの社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、さまざまな規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を発展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひろく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開してきました。そして、それらを飛躍的に発展せせるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめる必要があります。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が発揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条 (名称) この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条 (事務所) この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的) この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条 (事業) この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。

2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第5条（会員）この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条（入会）会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条（会費）会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条（退会）会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役 員

第9条（役員）この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内（うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。）

2. 監事2名

第10条（役員の選出）理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条（任期及び補充）役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第12条（理事長）理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条（副理事長）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条（常務理事）常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条（常任理事）常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条（理事）理事は、所務の執行を決定する。

第17条（監事）監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会 議

第18条（会議）この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条（構成）総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条（機能）総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①事業計画及び収支予算②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①総会の議決した事項の執行に関すること②総会に付議すべき事項③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条（招集）通常総会は会期（2年間）ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が随時招集する。

4. 常任理事会は、理事長が随時招集する。

第22条（定足数）会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条（議決）議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 会 計

第24条（経費）この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第25条（予算及び決算）この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第26条（会計年度）この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第27条（事務局）この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。

3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第28条（専門委員会及び研究部会）この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第29条（名誉理事）研究所に名誉理事をおくことができる。

1. 名誉理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第30条（規約の変更）この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第31条（解散）この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。

2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。

4. この規約は、1988年5月8日より施行する。

（2）この規約は、1990年6月3日に一部改正した。

（3）この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。

（4）この規約は、2006年6月17日に一部改正した。

（5）この規約は、2008年8月30日に一部改正した。

（6）この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

福祉のひろば ①

2022

特集 コロナ禍を経て、あらためて考える
自治体の責任と役割



編集 総合社会福祉研究所

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

| | | | | |
|---------------------------|---|-------------------|------------------|-------|
| 年 月 日 | 2021年5月6日他 | | | |
| 年会費名 | 奈良県統計協会特別会員 (団体) 2021年度会費 | | | |
| 相手方 | 奈良県統計協会 | | | |
| 年会費支払目的 | 統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 調査研究 | 5000円 | 20000円×1/4=5000円 | 12 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 合計 5000円 (100%充当) | | |
| 備考 | 特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー) | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ISSN 0013-8528

令和元年度

奈良県統計年鑑

奈良県統計協会

奈良県統計協会会則

| | | |
|----------|-----------|------|
| 昭和 2 年 | 2 月 1 2 日 | 総会議決 |
| 昭和 2 3 年 | 8 月 5 日 | 改 正 |
| 昭和 2 4 年 | 3 月 5 日 | 一部改正 |
| 昭和 2 8 年 | 2 月 7 日 | 全面改正 |
| 昭和 2 9 年 | 2 月 2 6 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 0 年 | 8 月 2 5 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 1 年 | 2 月 2 6 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 4 年 | 1 0 月 1 日 | 一部改正 |
| 昭和 3 9 年 | 4 月 2 4 日 | 一部改正 |
| 昭和 4 5 年 | 5 月 2 2 日 | 一部改正 |
| 昭和 5 0 年 | 5 月 1 3 日 | 一部改正 |
| 昭和 5 1 年 | 5 月 2 7 日 | 一部改正 |
| 平成 4 年 | 3 月 2 5 日 | 一部改正 |
| 平成 8 年 | 3 月 1 9 日 | 一部改正 |
| 平成 8 年 | 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 9 年 | 3 月 1 9 日 | 全部改正 |
| 平成 1 7 年 | 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 1 8 年 | 3 月 1 7 日 | 一部改正 |
| 平成 3 0 年 | 6 月 1 日 | 一部改正 |

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあつては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあつては、その者の在職期間とし、監事にあつては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で開催を決議したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
- (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表 1)

奈良県統計協会支部一覧表

| 支 部 | 構 成 市 町 村 |
|--------------------|---|
| 都市支部 奈良県都市統計協議会 | 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 |
| 山辺 支部 | 山添村 |
| 生駒 支部 | 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 |
| 磯城 支部 | 川西町 三宅町 田原本町 |
| 宇陀 支部 | 曾爾村 御杖村 |
| 高市 支部 | 高取町 明日香村 |
| 葛城 支部 | 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 |
| 吉野 支部 | 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村 |

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山村 幸穂

| | | | | |
|---------------------------|--|----------------|---------------|-------|
| 年 月 日 | 2021年7月9日 | | | |
| 年会費名 | 奈良自治体問題研究所2021年度会費 | | | |
| 相手方 | 奈良自治体問題研究所 | | | |
| 年会費支払目的 | 情報収集し、議会での質問に役立てるため | | | |
| 按分率の説明 | 県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもっばら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行（月1回刊）</p> <p>◆参加者の状況 定期的に開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p>情報を収集し、議会の質問に活かす</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 2021年度会費 | 3600円 | 奈良自治体問題研究所年会費 | 41 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 3600円 (100%充当) | | |
| 備考 | 添付資料：機関誌「ならの住民と自治」表紙、規約（コピー） | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO. 339 2021.6.14

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》： 00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

《ホームページ》： <http://naraitiken.sub.jp>

自治体学校に参加しましょう 第63回自治体学校 inDVD+Zoom

先月号でお知らせしましたように、第63回自治体学校 in 宇都宮は、全体会を7月10日、11日に宇都宮市内で開催することで進められてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、急遽全体会を取りやめることになりました。

内山節先生の記念講演「コロナから何を学ぶか」と岡田知弘理事長の特別講演「コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸」はDVDで視聴し、12分科会はZOOM学習となりました。

一堂に会することができないのは残念ですが、多くの分科会・講座に参加して一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスが広がりました。自治体学校に参加しましょう。既に申し込みは始まっています。別添のリーフレット、自治体問題研究所のホームページをぜひ見ていただき、申し込んでください。

奈良自治研は Zoom 分科会・講座を集団受講します

Zoomを利用されない方等のために、昨年と同様に奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。集団受講する分科会・講座は、次の6分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。事前に、全体会DVD+分科会資料集(会員3,000円)をお求めください。

集団受講するZOOM分科会は次の予定です。

*「午前」は10時~12時、「午後」は13時~15時

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ●コロナ禍から考える子ども・子育て支援 | 7月17日(土) 午前 |
| ●水道広域化と民営化ー広域水道に住民の声はとどかない | 7月17日(土) 13:00~17:00 |
| ●新型コロナで考える地域医療と公立・公的病院のゆくえ | 7月18日(日) 午前・午後 |
| ●全世代型社会保障と介護保険 | 7月24日(土) 午前・午後 |
| ●瀬戸際に立つ地方自治 | 7月25日(日) 午後13:00~16:00 |
| ●地域の公共交通を考える | 7月31日(土) 午前・午後 |

集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は会員優先、先着順です。

7月11日(日)~14日(水)の間に、城(090-5881-5126)までお申し込みください。

全体会DVD+分科会資料集(会員3000円)は事前に自治体問題研究所にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場(有料)など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305 (大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でないと事務所に着きません。 Tel 0743-55-3060

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山形市におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
 - (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体
- 第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 常務理事（内1名は事務局長） 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

第8条 役員は総会で選出する

2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は臨時理事会に出席して意見を述べることができる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、臨時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

2 事務局長は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

2 総会は次の事項を議決する

- (1) 年間の事業（活動）計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、必要と認める事項

3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる

4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する

5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

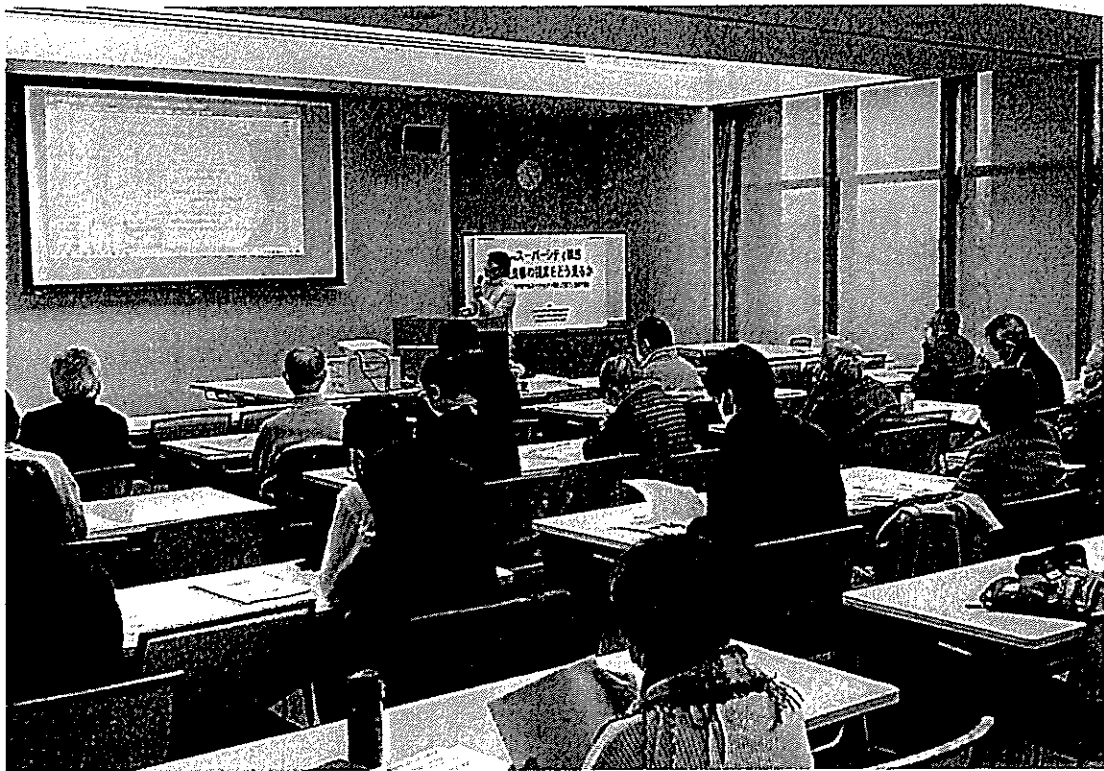
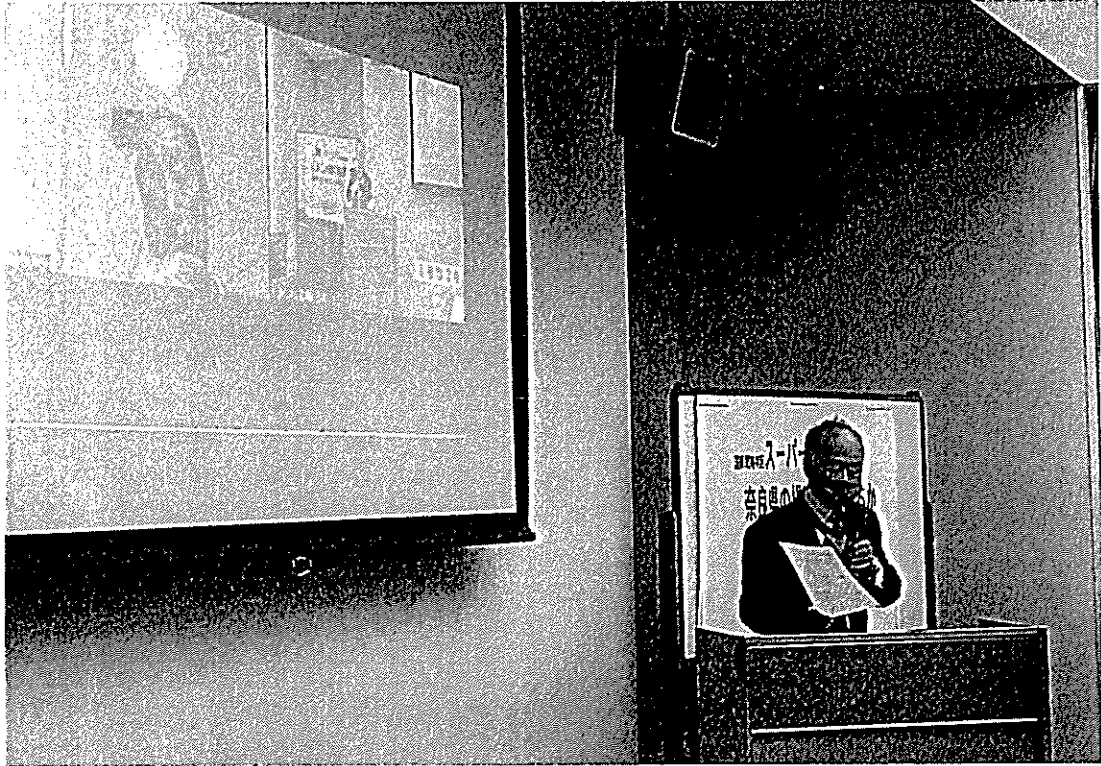
2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

第11号様式の9 (第5条関係)

| 政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催) | | | | |
|------------------------------------|--|------------------|-----------------------|-------|
| | | 会派・議員名 | 山村 幸穂 | |
| 年 月 日 | 2022年1月23日 | | | |
| 場所 | 田原本青垣生涯学習センター (磯城郡田原本町) | | | |
| 会議名 | 大和平野中央スーパーシティ構想住民学習会 | | | |
| 相手方 (人数) | 関係地域住民・地方 (県・町) 議員他 55名 | | | |
| 開催目的 | 奈良県の大和平野中央プロジェクト+国家戦略特区・スーパーシティ構想について関係地域住民 (地方議員を含む) が学ぶ | | | |
| 内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと | <p>・奈良県と磯城郡3町が推進する大和平野中央プロジェクトが、奈良県の主導性のもと、突然、「国家戦略特区・スーパーシティ構想」としてまちづくりの事業化がすすめられている。ところが、根拠法においても「住民投票」など関係住民とともにすすめるものであるのに、企業や首長への説明はおこなっても、そこに住む住民にはいっさい説明がされずに、進行している。</p> <p>・まちづくりの専門家 (大学教授) を講師に、スーパーシティ構想とは? 地域はどうなる? どんな課題があるのか? を学び、意見交換をおこなう。</p> <p>・55名 (うち議員11名) が参加し、講師が1時間講演し、質疑応答をおこなった。関係住民に広く知らせ、幅広い議論につなげる。</p> | | | |
| 開催に要した経費 | 項目 | 金額 | 内訳 | 領収書番号 |
| | 講演料 | 30000円+振込料660円 | 奈良女子大学教授・中山徹氏講演1時間+質疑 | 112 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 30660円 (すべて政務活動) | | |
| 備考 | 添付資料: 学習会提出資料、全景 (写真) | | | |

注 会議の次第や資料等を添付してください。



スーパーシティ構想住民学習会

とき／2022年1月23日

ところ／田原本町青垣生涯学習センター

*資料の日付が2022年2月23日となっているが、学習会開催日は2022年1月23日。学習会当日も、資料はこのまま、配布された。

2022年2月23日

スーパーシティの状況と 問題点 ー奈良県の提案をどう見るかー

奈良女子大学
中山 徹

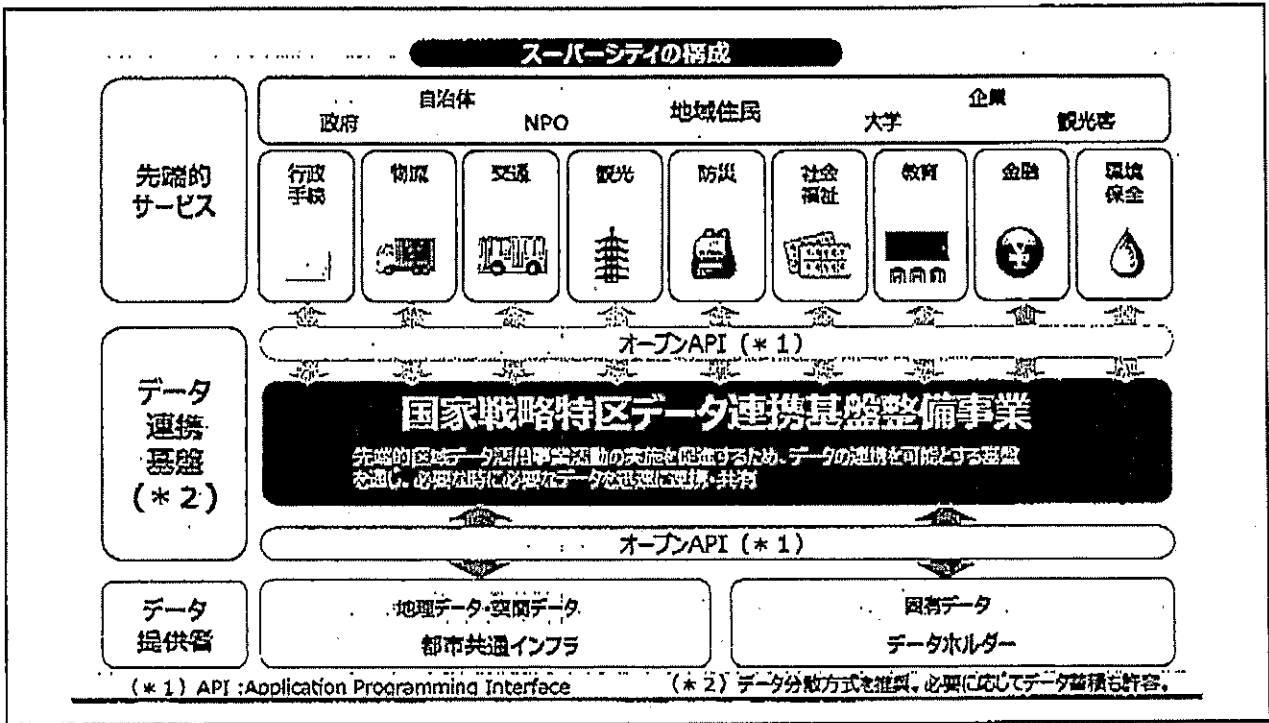
I スーパーシティとは

①スーパーシティのスケジュール

- ・2019年：閣議決定
- ・2019年：廃案
- ・2019年：自治体からのアイデア公募、56団体から応募
- ・2020年5月：スーパーシティ法成立
- ・2020年12月～2021年4月：区域指定に関する公募、
31団体から応募
- ・今後、第2次公募を予定
- ・その後、区域指定、事業者の決定、住民の意向確認、基本構想の提出

②スーパーシティとは

- ・スーパーシティ：情報技術とビッグデータを地域単位で連携させた未来都市
- ・国際的にみるとAIやビッグデータを活用した個別分野（エネルギー、交通など）での取り組みは見られる
- ・しかし、「まるごと未来都市」は実現していない
- ・日本でのスーパーシティは、移動、物流、支払い、行政、医療・介護、教育、エネルギー・水、環境・ゴミ、防犯、防災・安全のうち5領域以上をカバーする
- ・2030年頃に実現される未来社会



II 31団体の提案概要

| | | |
|--------|-------------------|-----------|
| 北海道更別村 | 荻野市 | 和歌山県、すさみ町 |
| 岩手県矢巾町 | 浜松市 | 岡山県吉備中央町 |
| 仙台市 | 愛知県、常滑市 | 東広島市 |
| 仙北市 | 大府市 | 広島県神石高原町 |
| 会津若松市 | 愛知県幸田町 | 山口市 |
| つくば市 | 三重県内6町連携 | 高松市 |
| 前橋市 | 京都府、精華町、木津川市、京田辺市 | 北九州市 |
| 鎌倉市 | 大阪府、大阪市 | 熊本県、人吉市 |
| 小田原市 | 河内長野市 | 延岡市 |
| 加賀市 | 美父市 | 石垣市 |
| 松本市 | | |

| 応募者 | | 内容 | | |
|----------|----|----------|----|------|
| 単一市町村 | 25 | 自治体数 | % | |
| 都道府県+市町村 | 5 | 移動 | 25 | 80.6 |
| 複数市町村 | 1 | 医療・介護 | 24 | 77.4 |
| 計 | 31 | 防災、防犯 | 20 | 64.5 |
| | | 物流 | 19 | 61.3 |
| | | エネルギー、環境 | 16 | 51.6 |
| | | 教育 | 15 | 48.4 |
| | | 行政 | 12 | 38.7 |
| | | 支払い | 11 | 35.5 |
| | | 農林業 | 8 | 25.8 |

| 対象地域 | |
|-------|----|
| 市町村全域 | 24 |
| 特定地区* | 7 |
| 計 | 31 |

*東北大学、夢洲、中部空港、工場跡地、郊外住宅地

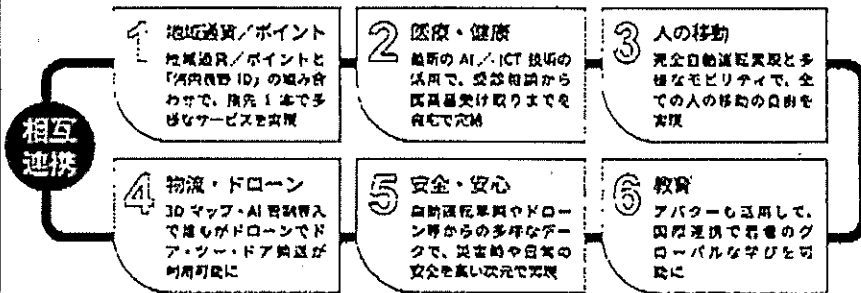
Ⅲ スーパーシティの問題点

①スーパーシティの狙い

- ・情報技術とビッグデータを組み合わせることで、新たなビジネスモデルを作り出す。
- ・その背景にあるのは、日本の情報産業は国際的に見ると大きく出遅れている。地域単位で新たなプラットフォームを作り出すことで、今後の世界をリードしたいと考えている。

(河内長野スーパーシティの全体像)

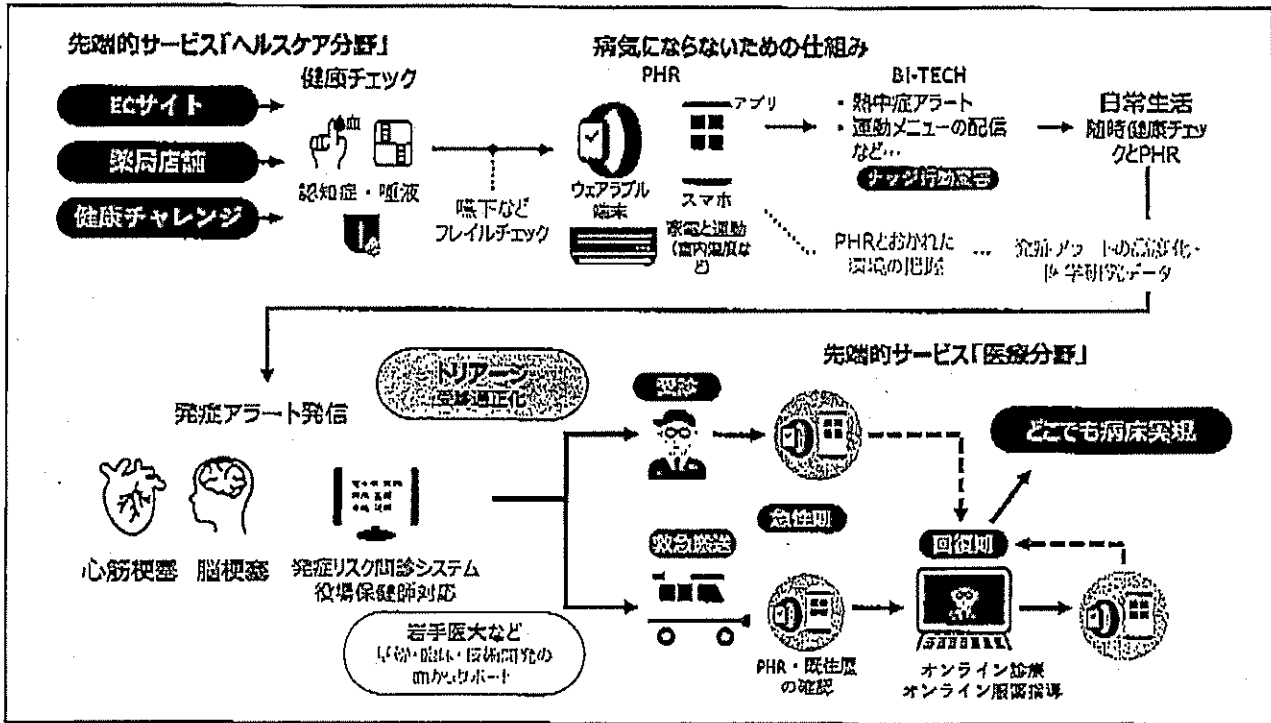
6つの先進サービス



- ・ 過疎地の医療も同じ
- ・ 遠隔診療とドローンによる薬の配送

③ サービスを買えない市民の生活問題はどのようにして解決するのか

- ・ スーパーシティは企業主導で進めるものであり、企業が求める対価が払えない層は、サービス利用から排除される
- ・ 排除された市民の生活問題は誰が解決するのか
- ・ スーパーシティで提供されるサービスは情報技術を活用したものであり、情報技術が利用できなければ、サービスも利用できない。
- ・ 情報格差がサービスの利用格差を引き起こす危険性が高い

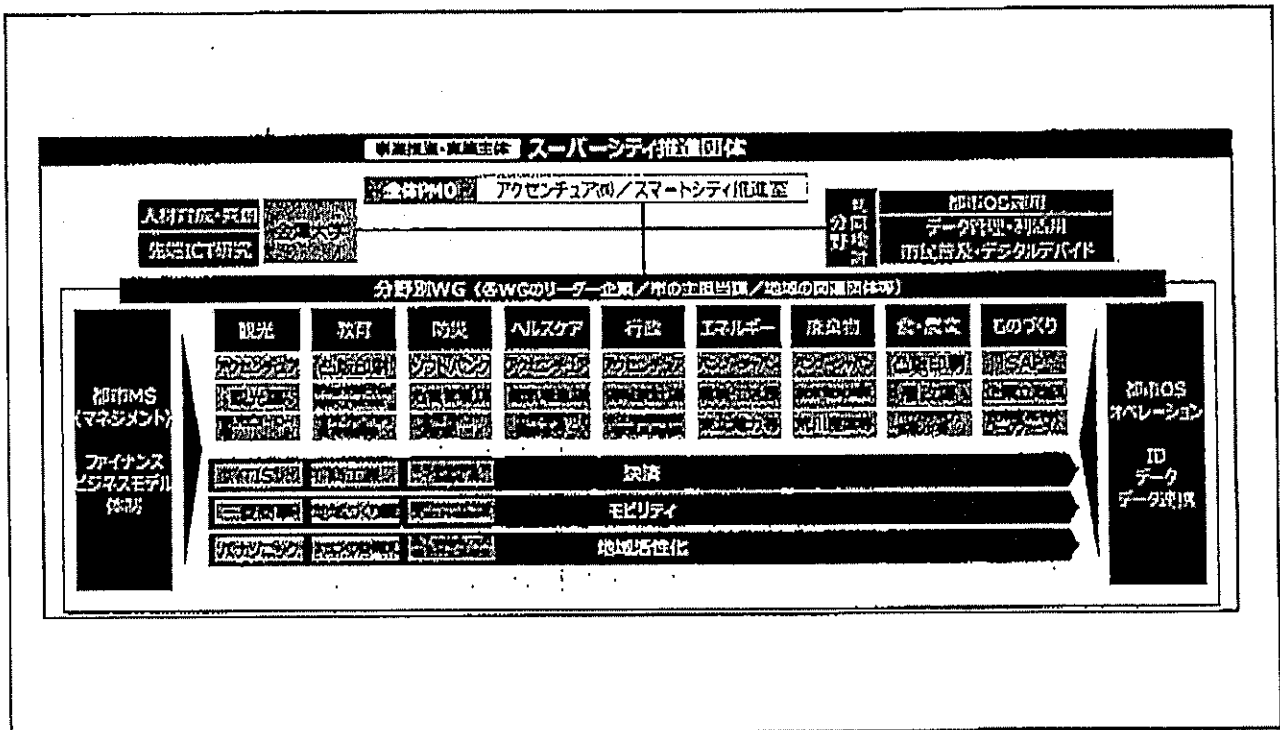


④技術革新で解決できない課題はどうするの

- 必要な介護が受けられない、国保が高すぎる、住居が確保できないなど様々な問題があるが、それらは技術革新では解決できない。
- 新たなビジネスモデルをつくりだすことに主眼があれば、ビジネスモデルの対象とならない地域課題は解決されない
- そもそも政策でもたらされた課題は技術革新で解決できない

⑤企業が地域と市民生活をコントロールする

- ・スーパーシティの要：データ関係基盤整備事業
- ・民間事業者が運営、行政にとってはブラックボックス化する可能性が高い
- ・個々のサービスも民間企業主導で進める
- ・従来は行政が全体を把握し、一部を民間に委託
- ・スーパーシティでは、具体的施策の内容を民間企業が決め、民間企業が提供



⑥ 住民の意向をどう判断するのか

- ・ 法28条の四、事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえなければならない。
- ・ 施行規則30条の4、意向を踏まえる方法については、次の各号のいずれかとする。
 - 一、区域会議の構成員及び住民その他の利益代表者で構成される協議会の議決
 - 二、議会の議決
 - 三、住民の投票
 - 四、その他

- ・ 未成年者、外国人居住者、来訪者の意向はどのようにして判断するのか
- ・ いったんスタートしたスーパーシティを中止する手続きについては決まっていない。特に、住民の発議によって中止が可能な仕組みを用意する必要がある

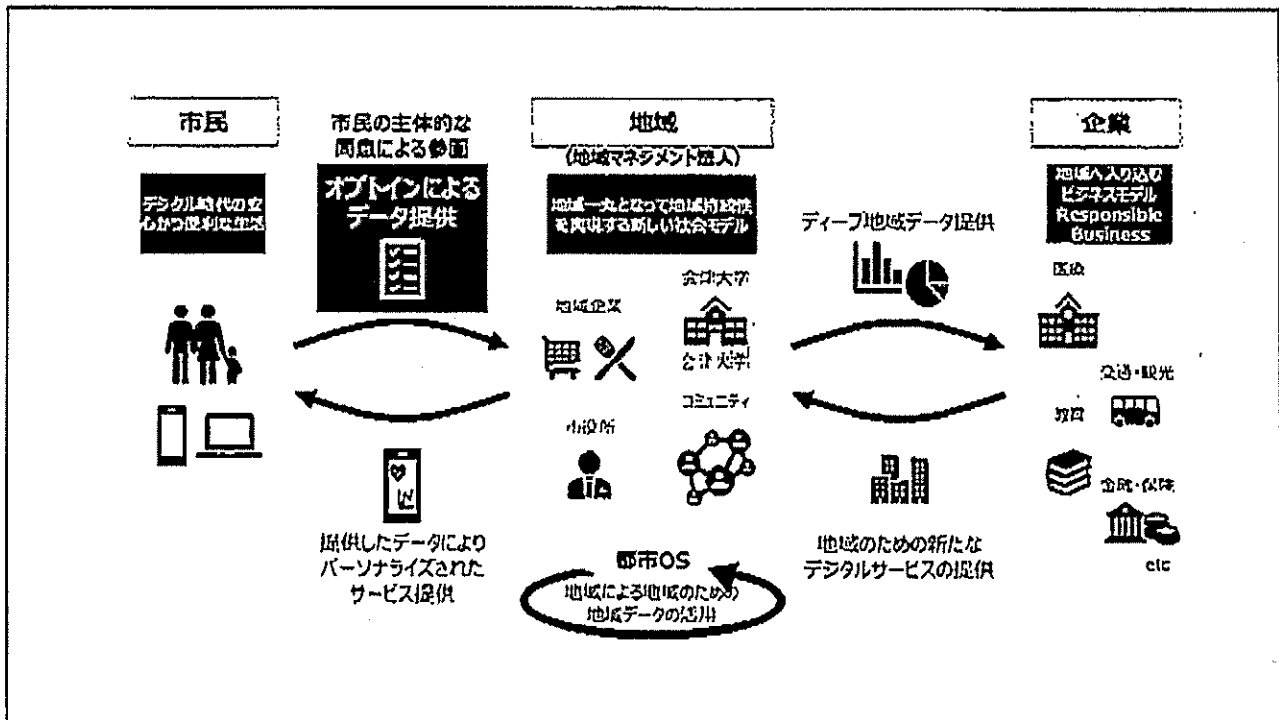
⑦参加しない権利は保障されるのか

- ・内閣府主催「スーパーシティ構想に関するシンポジウム」2020年7月27日で配布された資料、『スーパーシティに関する重要な留意事項について（案）』
- ・ブラウンフィールドの場合、住民投票において同意が得られたサービスについては、投票の対象となった住民が全員利用することを原則とする。ただし、他に選択肢が無く、どうしても区域外への移転を希望する者が結果的に生じた場合については、こうした者への支援などの配慮も検討すべきである。
- ・この文面を素直に読むと、参加しない権利は保障されない。参加したくなければ転居せよ？ 憲法違反ではないか？

⑧個人情報保護されるのか

- ・市民はわずかな利便性と引き換えに、高度な個人情報を企業等に提供する
- ・法28条の三、実施主体は地方公共団体の保有するデータであって区域データとして活用が見込まれるものを…地方公共団体の長その他の執行機関に対し、…提供を求めることができる。
- ・法28条の三、前項の規定による求めを受けた地方公共団体の長その他の執行機関は…遅滞なく、当該求めにかかるデータを…実施主体に提供するものとする。

- ・ 提供した個人情報の利用範囲が厳密に守られるのか
- ・ その運用状況を提供した市民はどのように確認できるのか
- ・ 一度提供した個人情報の削除を求めることができるのか
- ・ そもそも提供した個人情報を完全削除できるのか



⑨ 情報流失の危険性

- ・ 内閣府、総務省、経済産業省関係国家戦略特区特別区域施行規則：データ連携基盤整備事業者に対して、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準を規定し、その遵守、適合を内閣府が確認する
- ・ 個人データの流出は過去何度も生じている
- ・ デジタル情報なので一度流失したらおしまい。顔認証データが流失したら、その人の行動が監視カメラで一生涯、追及可能となる

⑩ 超監視社会に繋がるのではないかな？

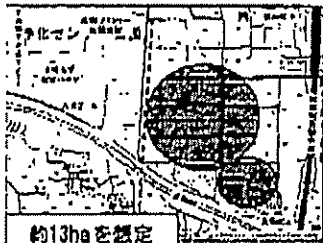
- ・ 情報機器、ビッグデータを警察が活用すると、超監視社会になるのではないかと危惧されている
- ・ 中国では実際に交通違反の取り締まりに活用されている

IV 奈良県が提案している スーパーシティ

大和平野中央プロジェクト

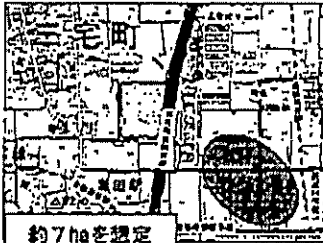
| テーマ | 対象地区 |
|--|-------------------|
| まほろば健康パークと連携した ウェルネスタウン（健康増進） | 川西町下永地区 |
| 県立大学工学系学部を核としたス タートアップヴィレッジ（産業の活性化） | 三宅町石見地区 |
| スポーツ施設を核としたウェルネ スタウン（健康増進） | 田原本町阪手北・ 西井上地区 |

川西町 下永地区



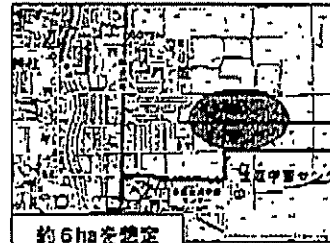
約13haを想定

三宅町 石見地区



約7haを想定

田原本町 阪手北・西井上地区



約6haを想定

大和平野中央スーパーシティ構想

| | |
|--|---|
| <p>A 創発的な大和平野の創生</p> <p>1. 県立大学工学系第2学部の設置とスタートアップ・アクセラレーション</p> <p>2. 大和平野地域雇用戦略の実行</p> <p>3. 就学前教育、入試前期児童のこころと身体のはぐくみ</p> <p>4. 地域のリカレント教育</p> | <p>9. 安全・安心まちづくり</p> <p>10. 産業の省力化、効率化、高度化</p> |
| <p>B 成長基盤の大和平野創生</p> <p>5. 新しいスポーツ施設の整備とウェルネスタウンの創設</p> <p>6. 医療、地域包括ケア、健康増進、社会福祉の一体的推進</p> | <p>B 大和平野への創生</p> <p>11. 大和平野シニアシティモデル構想（エネルギー基盤整備への取組）</p> <p>C 自立自立の創生</p> <p>12. 大和平野中央デジタル化の推進</p> <p>13. 行政運営効率化と地方政治の見える化</p> |
| <p>C 大和平野田原都市の創生</p> <p>7. 田原都市建設構想の実現</p> <p>8. 地域内移動の円滑化</p> | <p>D 自立自立の創生</p> <p>14. 周辺農林業の整備運営との連携</p> <p>15. 循環経済の構築（P.P.P.Pの実行）</p> |

奈良県スーパーシティ構想を拝見した感想

- (1) スーパーシティは情報技術、ビッグデータを地域単位で連携させることで地域課題の解決を目指す
→大半の計画でこの要が読み取れない
- (2) スーパーシティのもう一つの要は規制緩和
→どのような規制緩和を求めるのかという記述がない

テーマ1. 県立大学工学系第2学部の設置とスタートアップ・ヴィレッジ

4 県立大学の新たな目標

県立大学においては、人生100年時代や技術革新の進展等を見据え、従来の大学＝若者の教育機関という役割に加え、誰もが生涯学び続けることができる社会人の学び直しのための教育機関としての役割も担いたい

Point

1 先來志向の教育環境

- 教員と学生同士の対話を基本とした少人数制授業とオンラインによる集中的な学習により、知学的・専門的取組力を育成
- 対面とオンライン授業を組み合わせたハイブリット方式を採用
- 地域産業とつながるフィールドワークや実践授業を展開

Point

2 多様な教員体制

- 情報工学の教員に加え、ビジネススクールの教員など少人数制実践教育を支える体制を確保。専任教員によるチームを構成を行うIT（チームティーチング）により、多様な学びを実現。
- 教員のフェローシップや短期、外国人講師の日本の年金保険料免除等を実現することにより、国内外の多様な人材を招く

Point

3 柔軟な単位・学位設計

- 地域創造学部と新学部の複修単位（ダブルメジャー）や複数学位（ダブルディグリー）を推進
- 全国の公立大学や国内理工系国立大学等との協賛による単位互換制度

Point

4 幼小中高大連携

- 県立大学附属施設等が、大学の授業やゼミ活動等に参加し、単位取得する早期修業制度を導入
- 早期履修制度の活用により、大学を早期卒業した学生を対象に、インターンシップや海外留学などの機会を提供
- 地域の小中学校等との交流により、特色あるSTEAM教育を展開

Point

5 学びと職との円滑な接続

- 有給の中途退社制度 インターンシップや大学発ベンチャー支援など、異業種教育の展開により、県内企業等への円滑な就職や起業を促進

Point

6 社会人の学び直しの推進

- 社会人のキャリアアップ・チェンジ等のためのリカレント教育を実施
- 地元企業等のニーズに応じたオーダーメイド型のPSL（課題解決型学習）プログラムを共同開発
- 社会人向けのプログラムを開発した大学院の設置も視野に検討

11

テーマ1. 県立大学工学系第2学部の設置とスタートアップ・ヴィレッジ

6 知的交流拠点の設置

スタートアップ・ヴィレッジにおいては、村人（大学、研究機関等々）や訪問者の知的交流を可能とする交流拠点を設置

■ 知的交流拠点のイメージ図



交流サロン



オープンカフェ



レストラン



前庭

※ 交ち中交流拠点も活用

■ 知的交流拠点の機能

- 知的来訪者を交えた常時交流機会の創出
- 著名人との交流、勉強会
- 産学官交流イベント
- 起業セミナーの開催
- テーマを設定した研究会、企業間交流会

等

13

(3) 医療、健康、福祉分野については他市の計画とほぼ同じ

(4) 移動、物流は自動運転とドローンに依拠

(5) 住民の意向確認、個人情報保護については言及がない

あくまでもイメージだが、時間をかけて検討した内容かどうかや疑問である

ひょっとしたら大和平野中央プロジェクトの実現可能性を高めるため、スーパーシティに応募しようとしているのかもしれない

テーマ6: 医療、地域包括ケア、健康推進、社会福祉の一体的推進

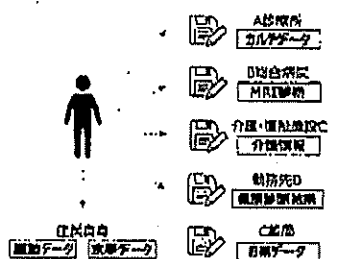
健康目標達成のための取組

○ 健康データの包括管理

医療・福祉・健康サービスの一体化・複合化 + 新しい医療・健康サービスの提供

現状・これまで

住民の医療・健康情報は分断され、局所的・縦割りで取得・利用



情報セキュリティの基盤や情報管理のルールは必ずしも明確化・共通化されていない

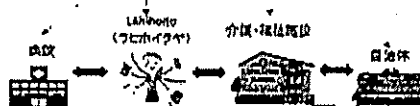
医療・健康情報基盤の構築・活用

医療・健康情報の基盤を整備し、個人々に最適化された、一体的・複合的サービスの提供

医療・健康情報基盤（プラットフォーム）



高度な情報セキュリティシステム。同意に基づく個人情報管理、適切な情報管理...



個人々に最適化された、一体的・複合的サービス

医療・健康情報基盤の構築・活用 + 最新のIT医療・福祉サービスの展開

2 自動運転の活用等による移動、搬送の円滑化

①自動運転による地域間移動の円滑化

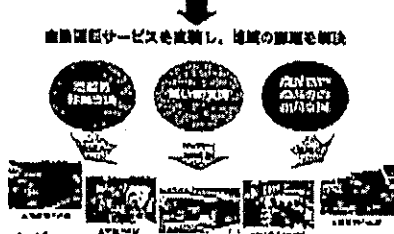
大和乎野中央スーパーシティ構想の推進と南部東部地域の課題解決を目指し、先駆的な自動運転による地域公共交通サービスの創出を図る。

1. 事業概要

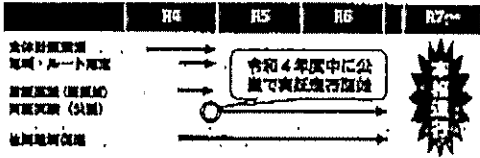
○高齢化等に伴い、住民の移動手段の確保や物資の搬送が大きな課題。
コスト面の人材不足により、十分なサービスが提供できない。(移動の課題は、福祉・医療サービスの問題と密接に関連。)

2. 進め方

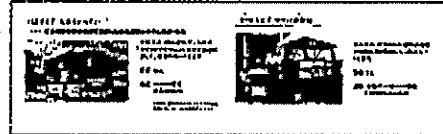
○大和乎野郡と南部東部地域では、移動・搬送のニーズや運行の条件が異なり、地域の実情に応じた異質異状と住民理解が必要。



3. スケジュール



県政府との課題
 ・規制緩和等調査・運送環境の整備促進、車庫の整備等が中長期的な課題、本県運送の状況、施設等の運用状況、経費の削減向上
 ・福祉支援………車庫の整備、燃料費補助(国交省、鳥取県)

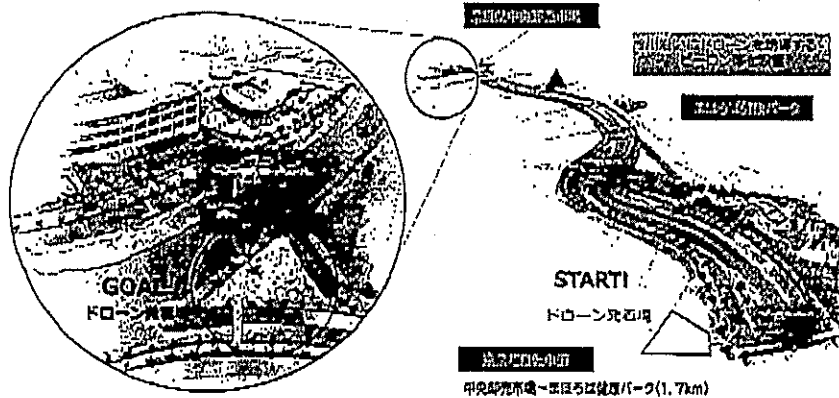


テーマB: 地域内移動の円滑化

④ 農産物の新市場への自動搬送

○ 近隣農産物から新市場への自動搬送による効率化
 ・ドローンやリフト等を活用した自動搬送について、モデル実証を検討。

(イメージ: 川沿いに搬送)



V 今後のあり方について

① 情報技術の発展を生活の向上につなげる仕組みづくりが重要

- ・ 情報技術の発展を否定しているのではない
- ・ 情報技術と高度な個人情報を結びつけ、企業の新たな収益源にしようとする仕組みが問題
- ・ 情報技術の発展を生活問題の解決に結びつけられるような仕組みが必要
- ・ そのためには何が生活問題を引き起こしているのかを理解した上で、情報技術の活用を進めるべき
- ・ 同時に必要な全ての市民が情報技術の発展を享受できる仕組みが重要

②行政責任を明確にした事業展開

- ・情報技術の活用について、行政と企業との連携を否定しているのではない
- ・重要なのは、行政が主導し、議会も関わること。情報技術、個人情報活用について、行政が全体的な計画を作成し、実施に責任を持つこと
- ・その上で、民間企業の協力を得て、民間企業の技術力を、生活問題の解決につなげるべき

③技術革新のみに依存せず、現実的な対策を検討すべき

- ・自動運転、ドローン、遠隔診療、遠隔授業etcがいつ実現するのか、全ての市民がその成果を享受できるのかは不透明
- ・現実に起こっている諸問題をどう解決するのかを具体的に考えるべき

④ 住民参加を徹底、個人情報の扱いは万全を期す

- ・ 地域問題の解決を進める場合、住民参加が不可欠である
- ・ 参加しない権利、途中で止める方法等もあらかじめ決めておくべき
- ・ 高度な個人情報を扱う場合は、自分の情報がどのように扱われているかを個人が把握できるようにする
- ・ 第三者機関を設置し、常に情報の取り扱いについてチェックすべきである

⑤ 奈良県の提案について

- ・ 大和平野中央プロジェクトの内容を慎重に検討すべき
- ・ 大和平野中央プロジェクトをスーパーシティとして展開する必然性は今のところ見いだしにくい
- ・ 仮にスーパーシティとしての採択を目指すのであれば完成度を高める必要があると思われる
- ・ 先に述べた条件を満たしつつ、スーパーシティとして進める場合、重要なのは地元の町が、主導権を握ること
- ・ 町が主導権を握らない限り、町民生活との関係が見えない

ご清聴ありがとうございました

参考資料

- ・ 内閣府地方創生推進事務局「スーパーシティ構想について」
2020年10月、2022年1月
- ・ 内閣府地方創生推進事務局「スーパーシティ区域の指定に関する地方公共団体からの提案」2021年4月
- ・ 奈良県「大和平野中央プロジェクトからスーパーシティ構想へ」2021年11月

第11号様式の5 (第5条関係)

| 政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) | | | | | |
|------------------------------|---|---------|----------|-------------------------------|-------|
| 会派・議員名 山村 幸徳 | | | | | |
| 年 月 日 | 2021年5月11日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年4、5月号 (44600 枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良市民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (41100 枚)、街頭配布・ポスティング等 (3500 枚) | | | | |
| 発行目的 | 2月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月県議会における予算委員会質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策の抜本的強化を求めて論戦した。奈良市内の事業者を訪問し、実情を聞き取り、県対策本部に伝える活動をおこなった。検査体制の充実、消費税率の引き下げなどを提案した。 ・ 不要不急の事業を見直し、県民生活と営業を守る施策の推進を求める予算組み替え提案をおこない、その内容を説明した。 ・ 地域住民の要求実現めざしておこなった議会報告・要求懇談会、県への要望を写真で紹介し、意見・要望を聞く。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 170500 円 | 44600 枚分 | 13 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 126588 円 | @2.8 円×41100 枚分 ×1.1 (消費税) | 26 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 297088 円 (すべて政務活動、100%充当) | | | | | |
| 備考 | 添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年4、5月号 | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは

山村さちほです

山村さちほの県議会だより

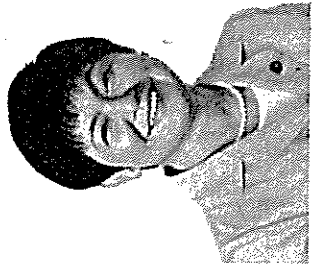
日本共産党奈良県議会議員

2021年4、5月
県議会報告版

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30 奈良県議会内

tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

■お問い合わせはこちら ■ 山村さちほのブログ
毎日更新、話題の中心、ご意見もお待ちください
山村さちほ



お元気ですか

新型コロナウイルス感染症は「第4波」の感染です。この間の政府の無責任な対応により、多くの方が亡くなりました。

日本共産党は科学的な知見もろくにない対策の徹底、安心できる補償を繰り返し強く求め続けてきました。



奈良県議会議員

山村さちほ

奈良県でも感染例が急激に増加し、医療の逼迫も心配です。

知事の記者会見のたび、県の対応には遺憾が感じられなく、多くの方から批判と不安の声が止まりません。

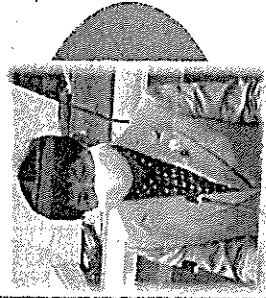
県立に預かる医療機関の飽和と心をこめて「県民の命を守る」取組を強く求めます。

新年度予算審査・2月定例会県議会

子育てへの支援を盛り込んだ県予算に

日本共産党県議会議員団が予算組み替えを提案しました

新型コロナウイルス感染症によって大きな打撃を受けている中小零細事業者や県民のいのちと暮らしを守る予算の拡充が求められています。県の予算案は、五條市への2000万円増進路建設や桜井市の国際料理人学校（NATC）にセミナーハウス建設、平成宮跡国営公園事業として新たに「体験館」の建設をはじめ、大型の公共事業が目印です。県議団はこのような不要不急の事業を見直し、57億円を削減し、このうち一般財源の21億4000万円を便して子育てやくらし応援の予算組み替えを提案しました。予算総額の約3.9%を使うだけでもくらしを守る予算が実現できます。残念ながら他党派の反対で否決されましたが、引き続き要望事項に頑張ります。



県予算総額の3.9%の組み換えで子育て、くらし応援の取組みが実現できます

山村幸徳議員が提案

高校で演劇鑑賞を！

全会一致で請願を採択

公益社団法人日本劇団協議会から送られていた「高等学校における演劇鑑賞教室に関する請願」が、全会一致で採択されました。県の演劇鑑賞教室が高校生の人格形成に大きな意義をもつこと、奈良県は他府県と比べて高校における演劇鑑賞の機会がきわめて少ない実態が共有され、超党派で取組んでいく課題だと認識されたからです。各高校で演劇鑑賞教室が開かれるよう、期待が広がっています。

【見直しを求めた事業】

- ◆大企業向け企業立地補助金（9億円）
- ◆大立山まつり（6000万円）
- ◆平城宮跡の開発事業（13億円）
- ◆京奈和自動車道大和北道路（28億3000万円）
- ◆2000m級増進路建設計画（4億3000万円）

【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と福祉医療費の窓口負担なしに（11億円）
- ◆大学生への給付型奨学金創設（1億2000万円）
- ◆後期高齢者医療保険料の軽減（1億円）
- ◆国民健康保険の窓口負担軽減（1億円）
- ◆介護保険の利用料軽減（2億円）
- ◆学校給食地産地消推進（1億円）
- ◆商店街リニューアール事業（1億円）
- ◆住宅リノベーション補助制度（1億円）
- ◆コロナで影響を受けた中小事業への事業継続支援（5000万円）
- ◆小学校3年までの35人学級実現（1億2000万円）
- ◆遠距離通学交通費助成制度（5000万円）

日本共産党提案 児童相談所の体制強化を求め、意見書採択

日本共産党が提案した「児童相談所の体制強化を求める意見書」を全会一致で可決しました。児童虐待事案が年々増加しているもとコロナ禍でもより深刻化しています。県に対して、児童相談所の体制強化、専門性の高い人材の育成、確保への支援を求めるものです。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記簿 (広報紙の発行・発送等)

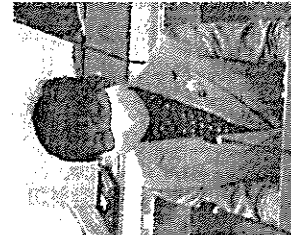
会派・議員名 山村 幸徳

| | | | | | |
|-----------------|---|---------------------|--------|-------------------------------------|-------|
| 年 月 日 | 2021年5月11日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2021年5月 (NO. 114) (125500枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (8200枚) | | | | |
| 発行目的 | 2月定例奈良県議会 (予算議会) の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案した。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p> | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 87164円 | (@2.8円) 113200枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4 | 27 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 67100円 | 125500枚分×1.1 (消費税) ×1/4 | 14 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計 154264円 (100%充当) | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年5月号 (No.114) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

1%の予算組み換えで、子育て、暮らし応援の事業が実現できます

日本共産党県議団が 予算組み換えを提案



日本共産党県議団は議会最終日、新年度予算案の組み換えを提案。山村孝徳議員が提案主旨説明を行いました。

不要不急の開発・県民合意のない事業など57億円を減額し、そのうちの一般財源21億4000万円を削ぎ、子育てや暮らしを応援する事業実施を提案しました。小学校の教員を15人増やせば、県内すべての小学校3年生までのクラスが35人以下で授業できます。

子ども医療費の窓口負担のない無料化の実現するための経費11億円も提案しました。他県が済への波及効果が大いに住宅リフォーム助成制度1億円も、改めて提案しました。予算総額(5500億円)の約1%の組み換えで、県民要求を大きく前に進めることができます。

残念ながら、他党派の賛同が得られず否決されましたが、引き続き、要求を実現する取組をすすめます。

予算組み替え提案をおこなう
山村さちほ議員

また、県が五條市内に建設をすすめることとする2000㎡級消防走路を備えた広域防災施設について「国は、南麓トウツ地蔵の際の空からの教後は海拔893mの「南紀白根寄道」の活用が想定されている」と指摘し、消防費増建設費ありきですめる県の姿勢を批判しました。

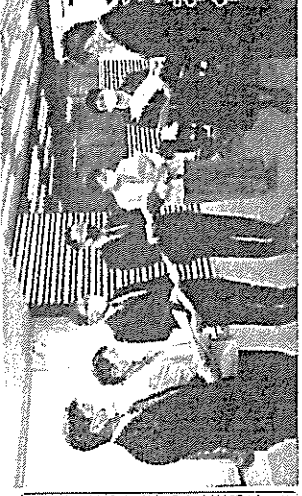
今井議員は西和医療センター(三郷町)が主幹院側面に規模縮小を伴う移転が検討されている問題について「現地の建て替えもめめて、地域の声に耳を傾けるべき」と指摘しました。

コロナ第4波 変異株感染急増

大規模な社会的PCR等検査実施で「封じ込め」を！

医療機関や事業所支援は 十分な補償とともに

共産党県議団が 荒井知事へ 第10次申し入れ



奈良県知事が責任者の対象者に「コロナ対策推進」の第10次申し入れ

新型コロナウイルス感染拡大は3月下旬より再度急増し第4波の様相です。今こそ無症状感染者を発見・隔離するためのPCR等検査を抜本的に拡充することが急務です。同時に、陽性反応が出た場合に安心して休んだり事業所を閉鎖できるよう、十分な補償が必要です。また、国が設置する全国で「1日1万件」といって32カ所の検査を抜本的に引き上げすることも必要です。

感染力が強いとされる変異株の感染事例が、奈良県内でも48例(3月30日現在)報告されています。政府は、変異株の蔓延を抑制するPCR検査を全県民層のどの程度行うとしていますが、変異株の特徴など正確な情報の周知徹底

が必要で、

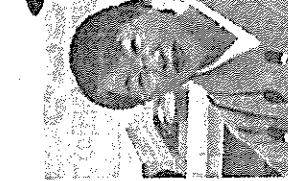
コロナ感染は急拡大して、奈良県でも感染ひっ迫が心配されています。日本共産党県議団は4月21日、知事あてに第10次申し入れをおこないました。

▽第4波への深刻な認識をもつと、ワクチン接種や「変異株」

に関する丁寧な情報提供をねがうこと、▽陽性が出た場合の十分な補償と大規模なPCR検査実施(定期的な社会的検査の拡充など)、▽医療機関への減収補填と信頼回復に基づいた病医離脱対策推進、▽今夏の東京五輪・パラリンピックの中止の決断を政府に要請することなどを求めました。

県民の命を守る支援や少人数学級実現を

2020年度補正予算ありきの 施設建設は必要ありません



今井光子議員が 代表質問

今井光子議員は代表質問に立ち、コロナ禍のもと県民の命を守る支援や少人数学級実現を優先し、大型開発は見直すべきと主張しました。

今井議員は昨年9月に予算化された医療福祉施設従事者11万人の社会的卜し及等検査費用20億円の多くが未実施にとまっています。問

題を指摘、社会的定期的な検査実施を求めました。

県民が向まっている36人学級について「県独自に教員を15人確保すれば小学校3年生まで実施できる」として、実施を迫りました。

「共産党県議団は15人の教員確保のための予算組み換えを提案しました。左上II予算組み換え提案書の記事参照」

また、県が五條市内に建設をすすめることとする2000㎡級消防走路を備えた広域防災施設について「国は、南麓トウツ地蔵の際の空からの教後は海拔893mの「南紀白根寄道」の活用が想定されている」と指摘し、消防費増建設費ありきですめる県の姿勢を批判しました。

今井議員は西和医療センター(三郷町)が主幹院側面に規模縮小を伴う移転が検討されている問題について「現地の建て替えもめめて、地域の声に耳を傾けるべき」と指摘しました。

また、県が五條市内に建設をすすめることとする2000㎡級消防走路を備えた広域防災施設について「国は、南麓トウツ地蔵の際の空からの教後は海拔893mの「南紀白根寄道」の活用が想定されている」と指摘し、消防費増建設費ありきですめる県の姿勢を批判しました。

今井議員は西和医療センター(三郷町)が主幹院側面に規模縮小を伴う移転が検討されている問題について「現地の建て替えもめめて、地域の声に耳を傾けるべき」と指摘しました。

日本共産党 奈良県議会だより

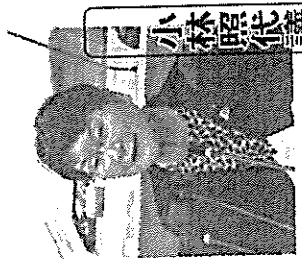
2021年 5月 NO.114

日本共産党奈良県議会議員団

県会議員 山村さちほ
 県会議員 今井 光子
 県会議員 小林てるよし
 県会議員 大田あつし

630-8501奈良市大宮町3-30-1(奈良県議会内)
 TEL0742-278291 Fax0742-2711492
 Eメール naraken-jcp@for.est.com.ne.jp

感染拡大「抑え込み」の対策を 保健所の人員増、機能や体制強化を



小林照代議員が一般質問

小林照代議員は一般質問で、コロナ危機のもと人員不足深刻な保健所の体制強化について質問しました。小林議員は、保健所の保健師の超過勤務時間が長くて70時間、中には100時間を要する職員もいたと指摘。保健師の増員をはじめ、県の保健所全体の機能体制強化を求めました。

岸井知事は、「保健所の業務は広範囲に渡り、専門性が高い」としながら「業務の効率化を図り、現場対応力を高めよう」として、不足が課題である保健師職員の確保には触れず、「コロナを前に保健所の組織・機能についても落ち着いたら検討したい」と述べるにとどまりました。

また、小林議員は、2015年に統合された市町保健所の管轄人口は56万人を越え、面積は奈良や郡山と比べ3倍であると指摘。「保健所が選んで相違ない」「富田出張所では、助成制度の申請受付だけで相談できない」との声を紹介し、保健所の継ぎ足ではなく、制度的に

保健師・精神保健福祉士などの専門職を増やすなど、体制の根本的強化を求めました。

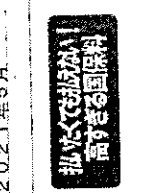
日本共産党が提案 「児童相談所の体制強化を求める意見書」を全会一致で可決

日本共産党が提案した「児童相談所の体制強化を求める意見書」が全会一致で可決しました。

高校で演劇鑑賞の機会を

公益社団法人日本演劇協議会が、各会から要請されていた「高等学校において演劇鑑賞の機会を確保すること」を、全会一致で採択されたことについて、岸井知事は、「演劇鑑賞が高校生に演劇鑑賞の機会が持たれるよう取り組んでいく」と述べ、機会を確保していくと述べました。

生活を脅かす「徴収強化」は見直しを 太田あつし議員が予算委員会で論戦



太田あつし議員は予算委員会で論戦。「県の予算は県民の命とくらしを守るために使うもの」「生活困窮者に対する寄り添って困難を解決し、コロナ禍で苦境にある医療機関の減収補填や中小企業者への支援金の創設など県民の命や暮らし、営業を守る予算を最優先すべき」と主張しました。

岸井知事への総括質疑では、この4月から国民健康保険の運営方針改定による「徴収強化」について、タイヤロックや差し抑さえ、自治体独自の減収策や分納を禁ずるなど「低所得者の暮らしを脅かすもの」と指摘し、知事の考えを問いました。岸井知事は「払えない加入者に対する対策だ」と答弁しました。

太田議員は「コロナ禍で職を失ったり収入が激減した人が分納する際にも、分納は1年以上以内短期間は1カ月というマニュアル通りというの対応が行われず、本当に生活を脅かす」と主張しました。

児童相談所に対し「児童相談所の体制強化に強くかつ十分な予算を」「地方自治体にも専門性の高い人材の育成・確保を図る上で、必要な人的・財政的支援を講ずること」

の予算を求めており、太田あつし議員は予算委員会で行いました。今後、子どもたちの大切な命が失われる事態二度と繰り返されることがないよう取り組みます。

小中学校女子トイレに生理用品設置を 新婦人県本部が県教育委員会に要望



コロナ禍で生活困窮家庭の子どもたちが、生理用品を買うことができない事態がおこっています。「生理用品の困窮」と書かれています。4月6日、新日本婦人の会奈良県本部が「コロナ禍のもと、児童・生徒の健康と学習権が守られるために、学校のトイレに必要な人が使えるように『生理用品』を設置し、相談できる環境整備を求めて」と、県教育委員会と子ども・女性局に要望しました。共産党奈良県議団から小林照代、村幸徳両県議員が同席しました。共産党奈良県議団は、市町村の災害準備物資に「生理用品」も一筆数、確保しているところもあり、その活用についても提案しています。

願いのあるところ どこへでも 日本共産党奈良県議団のフォトレポート



新型コロナウイルス感染症予防対策の強化を!

「軍事費を削ぐ」とし、福祉・教育の充実を」国民大運動奈良県実行委員会は3月26日、昨秋、県内すべての自治体を訪問し、要望を提出し意見交換をした「自治体キヤラパン」の成果をまとめ、県に提出した。新型コロナウイルス感染症対策における「緊急情報提供を求める仲実市町村の声を伝えました。

入場者制限をしつかりおこなうために会場費減額などの文化・芸術団体支援を

コロナ禍のなか、公演の延期や中止、入場者制限など運営費の減少で苦しんでいます。3月2日、文化芸術団体代表らが「入場者制限に代えて公演をおこなうために県も県費補助の会場費減額」との要望書を県に提出しました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

| | | | | | |
|-----------------|---|-------------------------------|----------|---------------------------|-------|
| 年月日 | 2021年9月9日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年8月号 (43400 枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良市民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (40700 枚)、街頭配布・ポスティング等 (2700 枚) | | | | |
| 発行目的 | 6月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月県議会でおこなった代表質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・感染拡大抑え込みのための大規模検査実施、大阪への通勤者・通学者の希望者に無料の検査実施などおこなうよう要望。本気の抑え込みに取り組むよう求めた。 ・保健所削減をやめ、高規格大型道路建設計画を見直し、環境に配慮した生活道路の改修などを促進する政策の転換を求めた。 ・議会運営の申し入れなど県、県議会への要望内容を写真で紹介し、意見・要望を聞く。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 179300 円 | 43400 枚×1.1 (消費税) | 63 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 125356 円 | @2.8 円×40700 枚分×1.1 (消費税) | 65 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計 304656 円 (すべて政務活動、100% 充当) | | | |
| 備考 | 添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年8月号 | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは

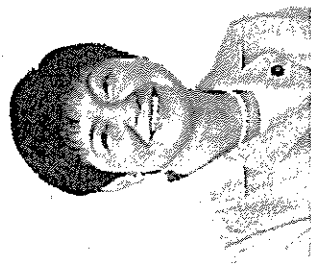
山村さちほです

山村さちほの県議会だより

2021年8月
県議会報告版

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市意大新町30奈良県議院内
tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-icp@forest.ocn.ne.jp

日本共産党奈良県議会議員



山村さちほのブログ
毎日更新、話題いろいろ。ご意見もお待ちください。
山村さちほ (奈良)

6月定例県議会 代表質問しました

オリンピックの命を守る政治を

感染抑え込みにPCR検査 大規模に実施を

奈良県での新規感染者は、第1波92人、第2波583人、第3波2793人、第4波4801人(6月20日現在)とリバウンドするたびに増加。今後、インド由来のウイルスが増加するなか、感染抑え込みの対策が重要です。

奈良県は、大阪由来の感染者が6割で、大阪からの鉄道沿線地域に集中していることと分析していますが、通勤・通学、買い物など大阪由来の荷物は全量無料PCR検査キットの配布・回収するなど検査を促すことはできないかと提案。知事は「PCR検査は重要と認識している。大阪に通勤している人も近くの医療機関で検査はできる」と答弁。さらに、戦略的に大規模な検査をおこなうよう求めましたが、知事は「検査は万全でない。マスクが大事と述べました。奈良県の検査能力

が800件/日あるのに、際に行われている検査数は日最大でも1600件、県庁では多くても930件しか実施してない現状です。

オリパラ中止、コロナ対策に万全を

新型コロナウイルス対策に万全を策として、オリンピックは中止すべきと強く求めるよう質問。知事は、安全安心大会を(例)は準備されており、中止は求めませんと答弁。



東京外環道(上野原)の工事で陥没した生活道路(写真提供:日本共産党奈良県議員団)



奈良和道大和北道路 トンネル区間 大深度地中トンネル計画のリスク調査を実施

昨年10月、東京都の住宅地で高層道路「東京外環状道路」厚さ16メートルを地下40メートルの大深度にシールド工法で建設中のあるところ、地表の生活道路が大規模に陥没する事故が発生。(写真)

工事への因果関係も認め、工事は大トックとしています。

築前倒壊事故もこれと同様のトンネル工事で大深度から本のトンネル掘削が建設される計画です。

そもそも「国」の事業だから、わざわざトンネルで世界遺産の平城京地中トンネルを破壊する恐れのある道路は、今後の人口減少のもと必要性が認められません。大深度地下トンネル工事の安全確認が不十分で、危険性が顕著になったところで、工事は中止すべきです。県民の安全を守るためにも、国に対してリスクを十分調査、把握して情報公開するよう求めました。知事は、早急な対応を踏まえて、安全に工事を実施していただけることを望んでいる。情報公開についても、住民への説明に協力したいと答弁。

県産品の買戻しについて

生鮮品の買戻しについて、解決のために女性活躍推進法に基づき、教育・シニア・平等への取組をどのようにすすめるのかを、奈良市の市町で取り組まれている生鮮品等の無償配布、トイレへの設置の取組を一過性にはいよう求めました。そのほか、国の進める行政のデジタル化、農水産物流通体について質問しました。

生鮮品買戻
 どの品でも
山村さちほ事務所
 へお越し下さい
 曜日 月、木、金の10時~12時
 電話 0742-23-3010

お元気ですか

奈良県議会議員
山村さちほ

新型コロナウイルス感染症の拡大がとまりませんが、政府の対応は、国民には緊急事態だと自覚を求めながら、一方で国際的なイベント・オリンピックの開催予定も、まったく考慮していません。

国民に命の危機が迫り、生活に困窮している人がいる中、政治は回さるべきで、命を守ることを最優先とする立場を貫くのが問われています。こんな政治を望みたいと願う多くの国民と連帯して、頑張ります。



願いのあるところ
どこへでも
山形県議会の取り組み



豊かな森と
水道水源を守る
山形県「自然環境保全条例」見直し
自然環境の保護

山形県で、予定面積81.37倍(甲子園球場の21倍)の県下で最大規模となるメガソーラー建設計画がすすまれています。
予定地の県下には村民の水道水源があり、水質の汚濁や、大規模な森林伐採・盛り土で土石流など災害も心配され、自然環境につながることから、地元住民も村議会も反対。反対する会の産産業務局長、奥谷和夫村長とともに現地視察(上写真)、住民合意を義務付ける条例等の制定に向けて取り組みます。

議会運営申し入れ

日本共産党山形県議会議員団は7月19日、新しく就任した萩田義雄議長に、県民に開かれた民主的な議会運営についての提議を申し入れました。共産党県議団の議会運営に関する申し入れは議員の改選のたびに起こっており、これまでには少数派の質問の拡大、少数意見の尊重、広報紙の改善など、実現したことも多くあります。

今回の申し入れでは、議会運営の申し合わせ事項を改訂して、(1)現在、議員一人が年1回と決まられている一般質問の回数を希望する議員全員が議会ごとに行えるようにすること、(2)県議会に提出された質問の題旨説明が、もっぱら紹介議員がおこないますが、質問の提出者(県民など)本人に認めること、(3)総や委員会室に「ヒアリンググループ」の設置やマイクをとおして発言が文字化されモニター画面に表示できる「音声認識システム」を導入すること、を求めました。



厚生委員会で質問

新型コロナウイルスのワクチン接種がすすまっていますが、先日、ワクチン接種後の副反応に対して、県のコールセンターへの対応が納得いかなかったとの相談をうけ、県の対応をたずねました。

議員 長
*前期所属していた厚生委員から、今回は総務課議員に変わります。

全全一致で賛成書を採択し沖繩県に次いで全国2番目 沖繩戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を 基地建設の埋め立てに使用するな!

議会の最終日、環境会などが賛成していた賛成書が、全全一致で可決されました。

沖繩では1945年、沖繩で20万人の尊い命が犠牲になりました。特に奈良市など沖繩県南部の1市は、奈良県出身者591人の戦没者をほかに、多くの戦争犠牲者が眠っています。

同地は「慰霊の地」が建てられています。そのまごころは奈良県民が建てた「天和の墓」(1967年日月建立)もあり、毎年おこなう戦没者慰霊の集いには県議会議員も参加を促して参加しています。

ところが、政府(防衛省・沖縄防衛局)は、この沖繩戦没者慰霊公園を奈良市、八重瀬町の山野

の土砂を採掘して辺野古の基地建設の埋め立てに使用する計画を賛成しました。遺骨収集もすすんでい

ない。同地の、戦没者の遺骨を含む土砂を新基地建設の埋め立てに使用することは、犠牲者の人々に

6月議会に提案された24議案、21の報告案件のうち、日本共産党は3議案に反対。今井元子議員が反対討論しました。

3議案に反対

「保通飛行機減らすべきではありません」
保通飛行機減らすことについて、内閣府の報告を踏まえ、管内であった五條市、十村町、野田川村を計画的に減らすこと、統合するものです。人口は県全体の4%ですが、面積は約10%にもなり、広大な土地が埋め立てられ、住民サービスの後退につながります。山形県で埋め立てが少ないのは、新形コロナウイルス感染症など、1000以上の地域の公衆衛生の向上に果たす保通飛行機の役割が、一掃求められることから反対。

「高規格大野道路より生活道路優先に」
提案された「新広域道路ビジョン」と「新広域道路ビジョン」は、人口140万人の認定のもとでの30年先のビジョンですが、リニア新幹線、高速道路、高規格道路の整備が中心です。

今後、人口減少が顕著な中、デジタル化がすすみ、働き方も変化しています。コロナ後の地域環境・雇用創出に考えるなら、環境に配慮した身近な生活道路を優先して、但し生活道路を優先する交通計画とすべきです。

この計画に、大規模な埋め立てによる2000に増える道路を含む大規模防犯施設を位置付けていますが、災害の危険も考えられることから反対。

の遺骨を掘り出し「物言わぬ」戦没者の歴史をよみがえり、人道に反する行為です。
意見書は、遺族の方々と関係の連携は計り知れず、絶対に許すことはできないと、1、沖繩戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用する計画の中止を求め、2、遺骨の収集の責任を早期に明らかに求めたいと、

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

| | | | | | |
|-----------------|--|---------|--------|-----------------------------|-------|
| 年 月 日 | 2021年9月10日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2021年8月 (NO. 115) (124350 枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (113200 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11150 枚) | | | | |
| 発行目的 | 6月定例奈良県議会における提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの感染拡大がいっこうにおさまりを見せず、感染拡大が広がる中での6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、討論、意見書提案などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・県民生活を直撃するコロナ禍に対して、「命と暮らし最優先に」検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案した。 ・市民を調査・監視する法律「土地利用規制法」の採決という事態のなか、関係住民に注意を呼び掛けた。 ・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 87164円 | @2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4 | 66 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 66550円 | 124350枚分×1.1(消費税)×1/4 | 64 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合計 153714円 (100%充当) | | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年8月号 (No.115) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会が定期的な意見書採択を求めました

沖縄戦戦没者の遺骨が眠る土砂を
基地建設の埋め立てに使うな
一 沖縄県に次いで全国2番目の採択

同地には5,911人の奈良県出身の犠牲者も

議会最終日、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書」が採択されました。沖縄県に次いで全国2番目の採択です。マスコミにも注目されています。

沖縄では1945年、沖縄戦で20万人の尊い命が犠牲になりました。特に奈良市など沖縄県南西部の帯には、奈良県出身者5911人の戦没者をはじめ、多くの戦争犠牲者が眠っています。

同地には「鎮魂の塔」が建立されていますが、そのすぐそばには奈良県民が建立した「大和の塔」(1967年11月建立)もあり、毎年おこなう戦没者慰霊の集いには県議会議員も党派を超えて参加しています。ところが、政府(防衛省・沖縄防衛局)は、この沖縄戦跡公園を含む奈良市、八重瀬郡の山野の土砂を採掘して、辺野古の基地建設の埋め立てに使用する計画を発表しました。遺骨収葬もすんでいない同地の、戦没者の遺骨を含む土砂を新基地建設の埋め立てに使用することは、犠牲となつた人々の尊厳を冒し、「物言わぬ」戦没者を2度殺すような、人道に反する行為です。

意見書は、遺族の方々や国民の悲嘆は計り知れず、絶対に許すことではできません。1、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用する計画の中止を国に求める、2、遺骨の収葬は国の責任で早期に行う、よう求めています。

「生理の貧困への支援を」
日本共産党提案の意見書を全会一致採択

6月議会では上記の意見書を含め、5つの意見書が採択されました。

日本共産党は「コロナ禍における生理の貧困」への支援を求める意見書」を、小林照代議員が提案しました。

意見書では、①生理用品が必要だが購入できない人などに身近な公共施設で受け取りやすい体制を整備すること、②学校や公共施設のトイレ等へ設置すること、③養護教諭らに、日常的に生理をほじめ心や体の悩みを気兼ねなく相談できる窓口を整備するよう求めています。



意見書を提案する小林照代議員



奈良県議会議員による意見説明がとける県議会に



2000人が滑走路建設計画がある五條市の現地調査

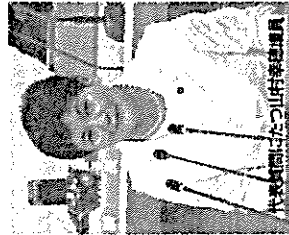
五條市に計画されている2000人滑走路を含む大規模施設建設の建設計画を現地調査。右側に写っている地域に水道水を送る配管工事、その存在が危うい。

わんビック中止 コロナ対策を最優先

山村議員が代表質問

山村議員が代表質問に立ち、新型コロナウイルスの感染拡大抑止対策について是非知事に質問。五輪中止を政府に要請するよう求めるとともに、奈良県が「大阪由来の感染者が6割を占め、鉄道沿線に集中している」と分析していることから、第5波の感染拡大を抑え込むために大阪への通勤、通学者の赤十字には無料でPCR検査をうけられるよう

にし、主要駅で検定キットを配布、回収するなど効果的な対策が必要だと求めました。



また、山村議員は広府県などが実施して感染拡大抑止の効果を上げている大規模検査の実施

養蚕道線大和北通路トンネル区画について
大深度地下トンネル計画のリスク調査実施を

昨年10月、野宮町の塩原地で養蚕道線(東条外環状線)建設工事現場のトンネル工事現場で、地下40以上の大深度にシールド工法で建設中のあるところ、地層の構造調査が大規模に陥落する事故が発生。工事の因果関係を認め、工事はストップしています。

京和自動車道もこれと同様のシールド工法で大深度に2本のトンネル建設が建設される計画です。

そもそも、巨額の工事費がかかり、わざわざトンネルで世界遺産の平城京跡地下木簡を掘削する恐れのある道路は、今後の人口減少のもと必要性が認められません。

大深度地下トンネル工事の安全情報が薄れ、事故が明らかになつた中で、工事は中止すべきです。

山村議員は、県民の安全を守るためにも、国に対してリスクを十分調査、把握して情報公開するよう求めました。これに対して知事は、国土交通省と国土省と安全に工事を実施していただけたらと考へて、情報公開について、住民への説明に協力したいと答弁

虚偽申請の平群メガソーラー開発を追及
大田議員が一般質問

大田議員が一般質問に立ち、平群町のメガソーラー(大規模太陽光発電施設)開発を追及しました。

大田議員は、今年4月に平群町長



が県知事に対し、業者が行った安全対策施設の計画変更について周辺住民への説明と理解を得るよう事業者への指導を求めたことについてどう受け止めているのか伺いました。

県水循環・森林・景観環境部長は「昨年9月から今年3月までの間に開催した」と答弁したため、大田県

を求めました。是非知事は「検査だけでは万全はない。感染させないためにはおそらくマスクを重大事」と述べ、感染的な大規模検査の実施に消極的な態度を結しました。

また、山村議員は社会問題になっている生理の貧困解決について、生理用品の無償配布を過性にしないための手帳とともに、女性の生理健康についての正しい教育、社会全体の理解をうながすことを求めました。吉田教育長は性教育や生理に関する学習が現場任せになっている現状を改善したいと答弁しました。

山村議員はこのほか、県域水道一体化計画や行政デジタル化の問題点などについて質問しました。

議は平群町長の求めに応じ、計画変更に伴う説明会を実施すべきと繰り返し追及。しかし、部長は同じ答弁を繰り返しました。

また、事業者が環境を偽装した申請書類を提出し、原案のまま開発を進めていた問題について、部長は「森林法で規定されている偽りその他中止手段」により許可を受けて開発行為をしたものにあたる」として調査中で、工事停止などの指示をしていると答弁しました。

大田議員は「明らかにならぬ中で、人命にかかわる重大な問題だと厳しく指摘し、緊急の防災対策を強く求めました。

大田議員はこのほか、コロナ禍を受け、奈良県地域防衛計画の見直しや、生活困窮者への支援、大和川流域の総合治水対策などについて質問しました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動后記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

| | | | | | |
|-----------------|---|---------------------|--------|-----------------------------|-------|
| 年月日 | 2022年1月11日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2021年12月 (NO. 116) (125100枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11900枚) | | | | |
| 発行目的 | 9月定例奈良県議会における提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・2022年奈良県当初予算案の編成時期にあわせて、県民から寄せられた県政要求の実現を予算要望書にまとめ、知事に提出。予算要望の内容を知らせ、知事との懇談の様子を知らせた。 ・国家戦略特区・スーラシティ構想が県内磯城郡3町を中心に急浮上したことをうけて、関係地域に知らせ、地方自治破壊がすすみ、家計状態や健康状態まであらゆる個人情報を守れないようなまちづくりになることに警鐘をならし、学習を呼びかけた。 ・9月議会での代表質問、議案に対する討論、意見書提案と採択について詳報し、ともに運動を進めることを呼びかけた。 ・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 87164円 | @2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4 | 113 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 67375円 | 125100枚分×1.1(消費税)×1/4 | 114 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合計 154539円 (100%充当) | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年12月号 (No.116) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

大型開発より、いのち・暮らしを守る県政への転換を



要望書を手交する
共産党県会議員団



予算審査特別委員会と絡む山竹学園職員



2022年奈良県予算へ 予算要望書提出 281の県民の切実な願い実現求める

日本共産党奈良県議員会と日本共産党奈良県議会議員団は11月24日、県庁正議政事に2022年度予算編成にあたっての予算要望書を出し、懇談（上野貴）しました。

新年度の予算案が、県民の命と暮らし・営業、地域を切り、地方自治体の「住民福祉」の増進という役割を果たすよう求めるもので、「重点要望」と281の「個別要望」です。

「重点要望」は、

- ①コロナ対策、医療と保健所体制の強化などを守る対策
- ②暮らしと営業、雇用を守り、持続可能な地域づくり
- ③高齢の暮らし、学生の学びと成長を促し、シニアライフを

④大型開発をやめて命と暮らしを守る政策に
 ⑤緊急避難打倒へCO2削減、再生可能エネルギーの利用促進
 ⑥平和憲法を守る

の6つを柱とする40項目をあげています。

また「個別要望」は、

- ①医療、介護の充実、子育て支援など、社会保険、福祉、教育を優先的に
- ②地域経済の振興、雇用の確保を
- ③環境保全や防災対策を強化し、住民の安全を守る
- ④文化遺産を自然や景観と一体に保存する
- ⑤住民福祉の増進としての地方自治体を守る
- ⑥県民に関わった公正で選挙な政治に
- ⑦県民の暮らしの、全通して281の県民の切実な願いを、新年度予算編成に盛り込むよう求めました。

補正予算が提案され、予算審査特別委員会が開かれました。山崎幸徳議員が新型コロナウイルス感染症対策など20項目、各分野にわたって質問、提案しました。

この中で、新たにスーパーシティ構想を進めるための予算が提案されました。県が進めている大和野中中央プロジェクト（田原本・三宅・川西3町と県が協

突然「スーパーシティ構想」 防府対策「田んぼたん」つぶして、デジタル都市を建設？ 磯城郡3町住民への説明 まったくなし

定を結び、県立大学工学部設置や競技場、スポーツ施設建設などを中心とした街づくりの構想）を、突然、国の「スーパーシティ構想」に取替えるというのです。関係する住民にも、議会にもこのような構想については知らされていません。「スーパーシティ」とは、政府が、AIやデジタル大企業を誘致し、医療や交通、金融などのサービスを一括して、自動的に提供する未来都市を創るという計画で公認しています。奈良県も応募するとのこと。そのために、個人の健康状態、預金口座、家族関係などあらゆる情報が集められて管理されることになり、便利になることは良いことですが、引き換えに個人のプライバシーが侵害されないか？個人情報保護は保たれるのか？たいへん不安です。今、国でも県でも、情報保護の法整備は進んでいます。

しかも、サービスの運営はIT企業が行うことになり、自治体・議会では、お金を出すだけで、独自の決定ができなくなり、地方自治とは言えません。今、多くの県民が望んでいるのは、お年寄りから子どもまで、障がいがあっても、安心して暮らせる社会をつくることです。IT技術を生かすことは大事ですが、ほんとうに住民福祉の向上に役立つのか、しっかりと住民参加で議論すべきと主張し、反対しました。

コロナ禍で苦悩する 学生への支援強化を

日本共産党奈良県議員団は11月8日、コロナ禍で苦悩する学生への支援強化を県正正吉知事宛てに申し入れました。9月に県内で19歳の男子学生が列車にはねられ死亡しました。同居する家族による「リポート授業で大学に遅えず、大学をやめたい」と話し、悩んでいたとのこと。

これまで県議員団は、県立大学、女子大学、短大などの協議をすすめて、学生生活の不安な状況を開き取り、議会でも取り上げ、県として支援強化をすすめてきました。

申し入れでは、▽学生が家庭に相談できる窓口設置▽入学金の返金▽学生支援緊急給付金の継続的実施▽食糧支援など県の支援を抜本的に始めるよう求めました。



日本共産党
奈良県議会だより
 2021年 **12月** No.116

日本共産党奈良県議員団

県会議員 山崎幸徳
 県会議員 歩井 光子
 県会議員 小林てるよ
 県会議員 大田あつし

600-8501奈良市大宮30等88番地内
 TEL 742715291 Fax 07422711492
 Eメール narakem-jcp@forest.ocn.ne.jp

意見書



意見書を提案する今井光子議員

子どもの歯の矯正治療に保険適用を

日本共産党奈良県議団が提案した「子どもの歯の矯正治療に保険適用を求め」る意見書が全会一致で採択されました。今井光子議員が提案しました。

学校歯科検診で発覚して指摘された咬合不正(こうごうせい)や不正咬合(せいこうごう)でも、その歯科矯正は大半が保険適用外となっているために、経済的理由から受診・治療ができず、子どもたちが

日本共産党奈良県議団提案 意見書を全会一致採択

がいます。意見書では「学校保健安全法による検診の場で指摘されたにもかかわらず対応ができないというのは法の趣旨に反する」と指摘。子どもの歯科矯正に該当する医療適用標準を再検討し、保険適用の拡大を求めたいです。他党派の議員も賛同。県内市町でも議員提案が拡がり始めています。

決算討論



決算委員会の反対討論に立つ小林昭代議員

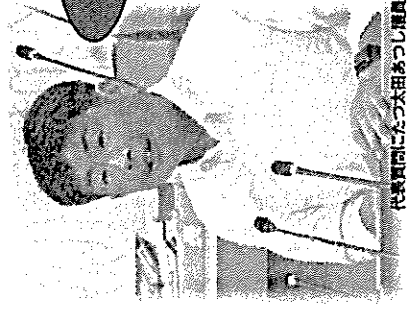
退職員1年で3000人を削減・保健所数も半減 正規の職員・専門職員の増員を要求 小林昭代議員が決算認定に反対

令和2年度奈良県歳入歳出決算の認定で、小林昭代議員が反対討論をおこないました。新型コロナウイルスの感染拡大が

ひびく中で、令和2年度当初予算には県独自の新型コロナウイルス対策費は僅かしか盛り込まれず、一方大型開発費は約2000億円の増額を多額に規模は防災減災設備なら歴史芸術文化財建設などで建設費は約億田増加。また、県の基金費高が1千億円超と多額で、コロナ感染症対策費等に10億円使っただけ。積極的な基金の活用で県独自の施策の充実が必要と。また決算では人件費が4億1千万円減少。定数減と

退職員の正規職員から合計年度退職員への置き換え、賃金抑制によるもの。コロナ禍でどの部署も過剰労働、超過勤務が増えています。県職員は、この15年間で約3000人減らされました。保健所数も保健所・衛生研究所職員も半減しています。これがコロナ対応に影響したと見るのが相当です。奈良県の財政は、一部のためのものでなく、すべての人が安心して暮らせるように使わなくては、本認に反対いたします。

9月定例会代表質問



代表質問に立つ大田賢一議員

コロナ禍 県民優先で大規模検査実施を 医療従事者体制強化を 大田賢一議員が知事に求める

大田賢一議員は9月24日奈良県議会代表質問を申しました。

最初に新型コロナウイルスについて取り上げ、「いま県民に求められているのは命を守ることを最優先にした対応だ」と述べ、感染

伝播の速さを防ぐために大規模検査の実施を強調し、いかに無料PCR検査を受けられる体制拡充を求めました。さらに、宿泊療養施設で症状のある患者に一定の医療を提供するなど医療体制の強化を求めました。

知事が奈良県として「感染リスクのある人すべて」を検査対象としていると答弁したことを受けて、大田議員は大府県へ往来したい県民が検査を希望しても相談窓口で拒否される事態を指摘しました。荒井知事は「リスクのある人」とどう考えるか、今後判断したいと答弁しました。

平群町メガソーラー開発 開発許可の再審査を

また、平群町のメガソーラー開発について、必要な防災対策をしないまま山林伐採を実施しているなら開発許可に際して工事の進め方に問題があるのではないかと質問しました。担当部長は、「客観的に考えて樹木の伐採をしないと防災工事ができない」と回答。緊急防災対策を実施し、監視を強化するなど答弁しました。

大田議員は、開発許可申請書を廃案した疑いある事業者の再審査などを求めま

福祉作業所への支援 障害者工賃の向上を

新型コロナウイルスは、障害者福祉施設への厳しい状況に置かれており、障害者の工賃向上への取り組みを、県としても積極的に取り組んでほしいと述べました。

知事は障害者が就労する施設などから物品等を販売し、調達する促進協議を、県内2か所で開催して説明し、障者の工賃向上に向けて、前向きな姿勢を示しました。共産党議員は、8月に奈良県障害者福祉連合協議会など3つの障害者団体と懇談を行い、要望をつかんでいました。質問につなげることでできたもの



希望の和山、上野が推し、京が受けています。現地を視察し、高田七次郎に対策を求めました。

近郊駅の係員が無人になり、問答をせず利用客が明らかになり、京線利用客が不安。鉄本社に計画的な対応を求め、

願いのあるところ どこへでも

日本共産党奈良県議団のプロジェクト

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

| | | | | | |
|-----------------|---|---------|--------|-----------------------------|-------|
| 年 月 日 | 2022年2月14日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 「日本共産党奈良県議会だより」2022年1月 (NO. 117) (124900枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良県民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11700枚) | | | | |
| 発行目的 | 11月定例奈良県議会における提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | 4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動) | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にいつさい説明も納得を得る努力もせずに、磯城郡3町のまちづくりの事業に、知事が国家戦略特区・スーパーシティ構想をぶつけてきたことを告発。個人情報保護や災害、教育、福祉、交通など地方自治体のこれまでの努力を反故にし、地方自治を壊そうとしていることを本会議質問で追及した。地域住民に知らせるだけでなく県民に広く知らせ、住民の間での学習と住民本位の本当のまちづくりをすすめる住民の運動を呼びかけた。 ・今夏の参議院選挙で投票率全国1をめざすよう、県の呼びかけた。民主主義のバロメーターであり、このことを目標とするのは尊い。 ・11月議会での代表質問、議案に対する討論、意見書提案と採択について詳報し、ともに運動を進めることを呼びかけた。 ・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 87164円 | @2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4 | 131 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 68200円 | 124900枚分×1.1(消費税)×1/4 | 129 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合計 155364円 (100%充当) | | | | |
| 備考 | 会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年1月号 (No.117) | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

平群町のメガソーラー開発 県は林地開発許可の取り消しを 住民が請願を提出

太田あつし議員が採択を求める



平群町のメガソーラーを考案する企業が代表者が提出していた「在野平群発電所工事における林地開発許可の取り消しを求める請願」は否決されましたが、山形議員と市立人が賛成するなど登壇を越えた広がりがありました。

採決に先立つ委員会議決では賛否同数となり、委員長採決で否決されました。

最終日の本会議で太田議員は「開発申請の偽装が発覚して工事停止しているメガソーラー建設現場は、事業者が防災設備をほとんど設置せず撤去したため土砂崩れがあり、住民の不安が広がっている」と指摘し、請願の採択を求めました。

請願が採択されなかったことは残念ですが、日本共産党以外の会派にも賛同が広がったことは、平群町住民の非難を越える9600筆の署名が提出されるなどした市民運動の大きな成果です。

引き続き、登壇を越えて地域の願いを国政・県政に届けて奮闘する決意です。

出席議員40名中17名が賛成…党派を超えた運動の成果

熱海の土石流災害を 繰り返さないために

建設職士の適切な対応を求める意見書を全会一致採択

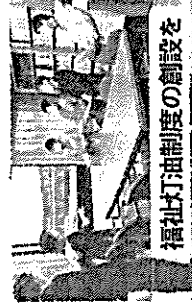
日本共産党奈良県議団が提案した「建設発生土に対する適切な対応を求める意見書」が全会一致で可決されました。

建設工事等で発生する廃土は、有効活用されれば問題ありませんが、山林等に投棄されると、土砂崩れ、砂じんの飛散、生態系の破壊などの社会問題となります。

昨年7月に発生した熱海の土石流災害は、建設発生土による盛り土造成の危険性を改めて浮き彫りにしました。

総務省は建設発生土の不燃正処理事業や対応の現状を明らかにすることにも、適正処理や有効利用のための課題を整理し、関係行政の改善に資するための調査を昨年1月から開始しています。これを機にものにするため、奈良県議会として国への意見書採択議案を上げることができました。

日本共産党奈良県議団が提案



福祉灯油制度の創設を

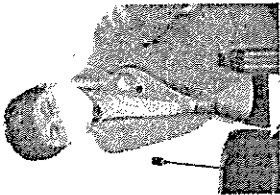
昨年末、原油高騰で灯油価格が急騰し、家計を直撃。共産党県議団は生活困窮者の「福祉灯油支援制度」を創設し、緊急に支援するよう求めました。

コロナの対策など保育の現場は負担が過剰なばかり。昨年末、保育所保育費や保育士さんや保護士など職員の改善、賃金向上を求めました。



保育士配置基準の改善を

一般職の期末手当引き下げ案例に反対 「民間等への影響大きき コロナ禍のもと奮闘する職員の意欲を奪うもの」



県人事委員会が県職員期末手当0・15月分の引き下げを勧告し、引き下げが採択されました。

現在、県職員の月例給は特例条例で減額されており、民間比マイナス966円となっています。

今回の引き下げは昨年度に続き2年連続であり、平均でマイナス5万7000円（昨年は3万9000円）となります。

山形総議員は討論に立ち「国家公務員の一時金について政府は『コロナ禍での引き下げは、地方公務員や関連団体等職員、民間への影響が大きき』と主張を見逃した。全国では日県が実施を見逃した。

ている。コロナ禍で奮闘する職員の意欲を奪うもの」と指摘。

「推進している財閥や民間への引き下げ圧力となり、地域再興への打撃となる。賃上げを求める労働者の願いにも逆行する」と反対意見を述べました。

特別職と引き下げを ● 共産 維新の案例採択は意欲

一方、日本共産党は特別職の減額は賛成ですので、特別職・一般職とも引き下げを主張する日本維新の会によびかけ「特別職も一般職に合わせた引き下げを」と共同提案しました。

日本共産党と日本維新の会の2会派が共同提案するのは初めてのことで。

結果は残念ながら否決となりましたが、様々な政策で意見が異なる政党同士でも、一点による共

同はできるということを示しました。

山形幸高議員 が 反対討論

投票率で全国1位めざせ 今井光子議員 代表質問で県知事にせまる

民主主義のバロメーター

選挙は市民が直接自分たちの代弁者を選んで政治にかかわることができる唯一の方法で、民主主義のバロメーターです。

先の県政選挙は全国の投票率が56%で戦後3番目の低投票率。そのほか、奈良県では59%と前回選挙よりアップさせ、全国7位でした。

国1位は山形県の64%。奈良県との差は約5%でした。

若衆人たちが「#私投票します」と呼びかけ、県内でも市民連合を中心に「投票に行こう」と呼びかけたことも投票率引き上げに貢献しました。

今井光子議員は代表質問で「『健康長寿日本一』などを掲げる県知事。来年の参院選で、奈良県が、民主主義のバロメーターである投票率全国1位」と提起しました。

政治に関心がなくとも政治に関係のない人は1人もいません。高齢化が進む中、投票したい人が投票所に行けないという方が増えていて、「投票所へのアクセス」の課題があります。学校や施設など身近な場所ですべての投票所を確保し、今の「記名式投票」を「記号式投票」（自治体レベル）と「投票所の確保」にすることでその提案もされていることではあります。今井議員は、具体的な改善案を示し、次回、参院選で投票率全国1位をめざしてほしいと呼びかけました。

第11号様式の5 (第5条関係)

| 政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) | | | | | |
|-----------------------------|--|---------|---------|------------------------|-------|
| 会派・議員名 山村 幸徳 | | | | | |
| 年 月 日 | 2022年2月14日他 | | | | |
| 表題と発行部数 | 山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年1月号 (47000枚) | | | | |
| 対象者 | 奈良市民 | | | | |
| 配布方法 | 新聞折込 (44500枚)、街頭配布・ポスティング等 (2500枚) | | | | |
| 発行目的 | 11月定例奈良県議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く | | | | |
| 按分率の説明 | すべて政務活動 | | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月県議会でおこなった討論や委員会での質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・ 2022年度奈良県予算編成にあたって県民の願いを実現する予算要望書を提出。その内容を詳しく公報した。 ・ 県と市町村とで急速にすすめている自治体のデジタル化は、はたして県民にとって良いことばかりなのか個人情報保護など課題は何かと理事者にただしたが、答弁をさけたため、県民の間に生じる不公平、格差をつくらぬよう強く求めた。 ・ 県政への要望内容を写真等で紹介し、意見・要望を聞く。 | | | | |
| 編集・制作・発送等に要した経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 印刷代 | 関西共同印刷所 | 190300円 | 47000枚分×1.1(消費税) | 130 |
| | 新聞折込代 | 奈良産経企画 | 137060円 | @2.8円×44500枚分×1.1(消費税) | 132 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 327360円 (すべて政務活動、100%充当) | | | | | |
| 備考 | 添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年1月号 | | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは

山村さちほです

山村さちほの県議会だより

2022年1月

県議会報告版

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30奈良県議院内

tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp



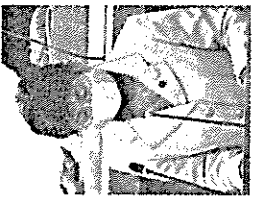
■質問をお待ちしています
毎日更新！読んでください

山村さちほのアラック
山村さちほの県議会だより

検索

日本共産党奈良県議会議員

11月定例会県議会



県人事委員会が職員の間
手当の0.15カ月の引き下
げを通告し、平均で5万円の減
となる職員給与（年末一時金

減額）条例が提出され 反対し
ました。
知事特別職・議員の一時金
減額提案に賛成しました。
反対討論に立ち、コロナ禍の
中での引き下げは地方公務員や
県連団体、民間への影響が大
きく、経済成長にも反するとし
て、政府が実施を見送り、全国
11県が見送っていると指摘。コ
ロナ禍で懸念に頑張っている県

お元気ですか

新年おめでとうございます。
コロナ禍の中で民間団体が取り組む「学生食糧
支援活動」では、「学力が高い」「奨学金が返済
できるか不安」「バイトが減って食費を切り詰め
ている」と、学生たちの切実な声を聞きました。

多くの苦悩が「気候危機が心配」「シエタ平
等社会へ」と関心をもちてくれています。
若い人たちが希望の持てる社会へ、市民と野党
の共闘をさらに強く、連帯して頑張りたい。
今年もよろしくお願ひします。

奈良県議会議員
山村さちほ

請願

11月29日に開会
12月15日までおこな
われた11月定例会
県議会に2つの請願
が提出されました。

県立奈良高校と平城高校 の融合をすすめる請願を 可決

県立平城高校を廃止して、奈良高
校に置き換える高校統廃合計画には
大きな反対運動がありました。県
議会では賛成多数（日本共産党は反
対）で可決され、昨年4月には平城
高校は閉校になります。
平城高校の関係者から、これまで
の同校の伝統を断絶させるのではな

く、奈良高校に引きついで
ほしいと請願が提出され、賛
成多数で可決されました。

平群町メガソーラー (太陽光発電所)開業、 県の許可の取り消 しを求める請願を否決

平群町の住宅地のすぐ上にある森
林を伐採して開墾するメガソーラー
は災害の危険があり、事業者は虚偽
のテラテで申請するなど不誠実で
あることから、住民が許可の取り消
しを求めています。
日本共産党は賛成しましたが、反
対多数で否決となりました。

一般職の残業手当引き上げ案例に反対

討論

議員の意欲を奪い、民間や関連
団体に引き下げの圧力となり、
地域経済へのマイナスの影響と
なるように反対しました。


聞者への影響が大きく、コロナ禍で働く職員の負担を減らす
一般職の残業手当引き上げ案例に反対

大型開発をやめて、コロナ対策の徹底、営業 と雇用いっしょに暮らしを守る奈良県議会

2022年県予算案を提出

皆さんから寄せられた要望をもとに重点項目 ①コロナ対策・
医療と医療所体制強化などを守る対策 ②暮らしと営業・雇
用を守り持続可能な地域づくり ③すべての子どもの学びを保
障し、シエタ平等を ④大型開発をやめて、命と暮らしを
守る ⑤気候危機打開へのCO2削減、再生可能エネルギーの利
用促進 ⑥平和と豊運を守る の40項目と個別請願281項目
にまとめて提出しました。

新年度予算編成に実現できるよう頑張ります。



荒井知事（右）に予算案を提出し、懇話する奈良県議院内

建設現場の過剰な対応を求 める意見書を全会一致で採決 日本共産党提案

日本共産党奈良県議団が提案した「建設現
場に対する適切な対応をもとめる意見書」
が全会一致で採決されました。
奈良市の工事現場で大規模になった住士
過剰な対応には対応を求めたいです。

国 生放送

どんなことでも
山村さちほ事務所
へお話し下さい

橋田 月 木 金の10時～12時
電話0742-23-3010

賃貸借住宅標準契約書

岡井ビル
1F西側

平成17年8月31日



社団法人 奈良県地建物取引業協会制定

賃貸借契約書 (店舗・事務所)

| | | |
|------|-----------------|------|
| 所在地 | 奈良市西本町20-200番21 | |
| 物件名 | 西井ビル (1F西側) | 契約区画 |
| 構造 | 鉄骨造3階建 | 専有面積 |
| 物件番号 | | 約43㎡ |

(1F西側)

| | | | | | | | |
|-------|---------------------------|---|----|-----|---|--|---|
| 賃貸借期間 | 平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間 | | | | | | |
| 保証金 | | 円 | 税額 | | 円 | | 円 |
| 賃料 | 金80000 | 円 | 税額 | (記) | 円 | | 円 |
| 共益費 | | 円 | 税額 | | 円 | | 円 |
| 解約引 | | 円 | 税額 | | 円 | | 円 |
| 礼金 | 金25000 | 円 | 税額 | | 円 | | 円 |
| 水道代 | 金3000 | 円 | 税額 | | 円 | | 円 |

支払期限 翌月分を毎月末日迄に指定された方法で支払う。

支払方法 (自動引落・銀行振込) 郵便局 銀行 支店
(普通・当座) 預金 口座番号 No. 名義人 []

使用目的 事務所 解約予告 貸主(6)ヶ月前予告
借主(1)ヶ月前予告

別添特約条項を添付

| | |
|------|--|
| 特約条項 | |
| | |
| | |
| | |

鍵預り書

貸主 様 後日 残/本をお返しします

| | | |
|---|-----|------|
| 本 | No. | メーカー |
| 本 | No. | メーカー |
| 本 | No. | メーカー |
| 本 | No. | メーカー |

お預かりした鍵を万一紛失した場合は、その鍵の交換費用を負担致します。

平成 年 月 日

借主 山村幸徳



貸主(甲)と借主(乙)との間に、本日賃貸契約を締結し、その成立を証する

為本書式通を作成し、甲・乙記名捺印の上各自捺通を保有する。

平成 年 月 日

貸主(甲)住所 [Redacted] 名称(氏名) [Redacted] TEL [Redacted]

甲の代理人住所 [Redacted] 名称(氏名) [Redacted] TEL [Redacted]

借主(乙)住所 奈良市西村町27-6 ユニホーム/302号 名称(氏名) 山村 幸穂 TEL 0742(23)3565
勤務先住所 奈良県登大路町30 [Redacted]

連帯保証人住所 [Redacted] 名称(氏名) [Redacted] TEL [Redacted]

借主(乙)との捺印 [Redacted]

住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 契約 TEL () 契約 TEL ()

勤務先住所 [Redacted] 借主(乙)との捺印 [Redacted]

仲介業者 ①

仲介業者 ②

契約条項 (店舗・事務所)

- 第1条 (契約の締結) 貸主(以下「甲」という。)および借主(以下「乙」という。)は、賃貸契約(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。
- 第2条 (使用目的) 乙は、本物件を店舗・事務所としてのみ使用しななければならない。
- 第3条 (契約期間) 契約期間は賃貸表示の賃借期間とする。
- 第4条 (賃料) 賃料、共益費等は、月額を賃貸表示金額のとおりとし、乙は賃貸表示の支払期限、支払方法にて一括して支払うものとする。なお、送金手数料は乙の負担とする。
- 第5条 (保証金) 乙は、本契約締結と同時に、本契約に基づく債務を担保とするため保証金(以下「保証金」という。)として、保証金額を甲に預け入れるものとする。
- 第6条 (保証金) 乙は、本契約締結と同時に、本契約に基づく債務を担保とするため保証金(以下「保証金」という。)として、保証金額を甲に預け入れるものとする。
- 第7条 (修繕義務) 甲は、本物件の修繕および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
- 第8条 (修繕義務) 甲は、本物件の修繕および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
- 第9条 (禁止事項) 乙は、以下の行為をすることを禁ずる。
- 第10条 (届出義務) 乙は、本契約締結時に、甲に対し調査記録簿を交付するものとする。
- 第11条 (賠償責任) 借主(乙)は、本物件の占有、使用、収益、処分、毀損、滅失、火災その他の事由により乙が蒙った損害および賠償に對しては、甲はその責を負わない。

17年8月3日

重要事項説明書(賃貸借)

山本 幸殿

宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

商号
主たる事業所所在地
免許番号
従たる事業所所在地

| | | | | | | |
|----|-------|------|----|-----------------|----|--|
| 貸主 | 名称・氏名 | 岡井 仁 | 住所 | 奈良市西本町2-200番地02 | 号室 | |
|----|-------|------|----|-----------------|----|--|

| | | | | | |
|------|------|-----------------|-----|---------|-----|
| 物件表示 | 物件名称 | 岡井ビル 1F 西側 | | 号室 | |
| | 所在地 | 奈良市西本町2-200番地02 | | | |
| 設備 | 構造 | 鉄骨 | 造 | 3 | 階建 |
| | 気配 | 専 | 共用 | | 有・無 |
| | 方 | 専 | 共・無 | (都市・市) | 有・無 |
| | 水 | 専 | 共 | (公営・井戸) | 有・無 |
| | 浴 | 専 | 共 | (無) | 有・無 |
| | トイレ | 専 | 共 | (専・浴取) | 有・無 |
| | 台 | 専 | 共用 | | 有・無 |

| | | | |
|------|---------|-------------------------|----|
| 貸借条件 | 契約期間 | 平成17年9月1日より平成19年8月31日まで | 年間 |
| | 保証金・敷金 | 金 250,000円 | 円 |
| 借主 | 礼金 | 金 80,000円 | 円 |
| | 家賃(月額) | 金 80,000円 | 円 |
| 保証人 | 共益費(月額) | 円 | 円 |
| | 駐車料(月額) | 円 | 円 |
| 手数料 | 仲介手数料 | 金 80,000円 | 円 |
| | 水電代 | 金 3,000円 | 円 |

| | | | |
|----------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 供託書等に 関する 説明事項 | 宅地建物取引業法第35条の2第1項に規定する事項 | 奈良市西本町2-200番地02 | 奈良市西本町2-200番地02 |
| | 宅地建物取引業法第35条の2第2項に規定する事項 | 奈良市西本町2-200番地02 | 奈良市西本町2-200番地02 |
| 費用 | 住居・店舗・事務所 | 私述 | 有・無 |
| | その他 | 私述 | 有・無 |

《報 酬 額 表》

○昭和四十五年建設省告示第七百五十二号
 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十七条第一項（現行第四十六條第一項）の規定により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に關して受けることのできる報酬の額を次のとおり定める。

第一 売買又は交換の媒介に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、それだけ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）又は当該交換に係る宅地又は建物の価額（当該交換に係る課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）とし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれが多い額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ別の金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

| | |
|------------------|------|
| 二百万円以下の金額 | 百分の三 |
| 二百万円を起し四百万円以下の金額 | 百分の四 |
| 四百万円を起える金額 | 百分の三 |

第二 売買又は交換の代理に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受けるときにおいては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第一の計算方法により算出した金額の二倍を起してはならない。

第三 貸借の媒介に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に關して依頼者の双方から受けることのできる報酬の合計額は、当該宅地又は建物の借賃（当該貸借に係る課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとし、当該媒介が使用貸借に係るものである場合には、当該宅地又は建物の通常の借賃をいう。以下同じ。）の一月分に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の貸借の媒介に關して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介に相當する金額以内とする。

第四 貸借の代理に關する報酬の額
 宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の借賃の一月分に相當する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けるときにおいては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分に相當する金額を起してはならない。

第五 借金の授受がある場合の特例
 宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の貸借で借入金（借入金その他のいかなる名義をもつてするもの）を問はず、権利設定の対価として支払われる金銭であつて返還されないものをいう。）の授受があるものの代理又は媒介に關して依頼者から受ける報酬の額については、第三又は第四の規定にかかわらず、当該借賃に係る課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）を売主に係る代金の額とみなして、第一又は第二の規定によることのできる。

第六 第一から第五までの規定によらない報酬の受領の禁止
 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に關し、第一から第五までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金を相當する額及び当該代理又は媒介に係る消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相當する額については、この限りでない。

附 則（建設省告示第三十七号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

特別事項
 別紙に特約条項を添付。水道は開栓の必要はありせん。
 関西電力 36-1201
 西井プロパティ 61-2424

その他の特約条項

1. 家賃は毎月末日迄に翌月分を貸主指定の支払方法にて、持参、自動引き落とし、銀行振込（振込料等借主負担）で支払うこと。
1. 貸主の指定がある場合、貸主指定の住宅総合保険に、入居期間中は加入のこと。
1. 貸主の指定がある場合、自治会に加入のこと。
1. 借主が法人の場合、入居審査に限りとし、入居者は借主の従業員とその家族に限る。

契約解除に關する事項

1. 入居申込後、申込書の事項の記載や、不正な手段により本物件を賃借したとき、契約は申込後にもお断りする場合がありま。
1. 本契約上の手付は、契約手付として、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは借主が出す。その手付を放棄して、その借主は、その借主が下記指定期日までに契約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使し、その手付を戻す。借主は、その借主が下記指定期日までに契約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使し、その手付を戻す。
1. 本物件の内外に於て、動物（ペット等）の飼育をした場合は即時契約を解除できるとする。
1. 賃料共益費等の支払を2カ月分以上滞りして滞納の時は催告なしで契約の解除をすることできる。
1. 借主又は入居者（同居者を含む）が暴力団ないし過激派関係者と判明した時は即時契約を解除できる。
1. 本契約を解約する場合、前カ月前に解約通知予告を甲に対し書面をもってしなければならぬ。

| 手付日 | 決済日 | 引渡日 | 日割家賃 |
|-------------|-------------|-----------|--------|
| 預り金 36,000円 | 預り金 36,000円 | 平成9年8月10日 | 3,000円 |

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要事項説明書を受領しました。

平成17年8月31日
 生 所 奈良市西村町236 ヴィラマリア/302号
 氏 名 山村 幸徳

| | |
|-----|-----|
| 主担当 | 副担当 |
| | |

2021年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 山村 幸穂

| ① 雇用者 | 氏名 住所 電話番号 | [Redacted] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------------|-------------|--------|-------|-------------|----------|------|-------|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|
| ② 雇用形態 | <input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 雇用期間 | 2021年4月1日～2022年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 職務内容 | 会派の政務調査活動と同関連事務補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 給料 (賃金) | 1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 按分率の考え方 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合</p> <p>政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間)</p> <p>政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1</p> <p>い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (19日)</td> <td>71.0</td> <td>103.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月 (17日)</td> <td>68.0</td> <td>92.5</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>68.0</td> <td>92.5</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>7月 (21日)</td> <td>56.0</td> <td>79.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (19日)</td> <td>56.5</td> <td>85.5</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>68.5</td> <td>94.5</td> <td>26.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合</p> <p>政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日)</p> <p style="text-align: right;">→ 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /</p> | | 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | 4月 (19日) | 71.0 | 103.0 | 32.0 | 5月 (17日) | 68.0 | 92.5 | 24.5 | 6月 (21日) | 68.0 | 92.5 | 24.5 | 7月 (21日) | 56.0 | 79.5 | 23.5 | 8月 (19日) | 56.5 | 85.5 | 29.0 | 9月 (19日) | 68.5 | 94.5 | 26.0 |
| 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月 (19日) | 71.0 | 103.0 | 32.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 (17日) | 68.0 | 92.5 | 24.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 (21日) | 68.0 | 92.5 | 24.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 (21日) | 56.0 | 79.5 | 23.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 (19日) | 56.5 | 85.5 | 29.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 (19日) | 68.5 | 94.5 | 26.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 添付書類 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | 上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ 備考 | 政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2021年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 山村 幸穂

| ① 雇用者 | 氏名 住所 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--------|-------------|-------|-------------|-----------|--------|--------|--------|-----------|------|------|------|-----------|------|-------|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|----------|------|-------|------|
| ② 雇用形態 | <input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 雇用期間 | 2021年4月1日～2022年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 職務内容 | 会派の政務調査活動と同関連事務補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 給料 (賃金) | 1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 按分率の考え方 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>70.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (19日)</td> <td>70.5</td> <td>95.5</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (19日)</td> <td>76.0</td> <td>105.5</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>1月 (17日)</td> <td>70.0</td> <td>98.0</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>2月 (18日)</td> <td>73.0</td> <td>91.5</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (22日)</td> <td>84.5</td> <td>121.0</td> <td>36.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /</p> | 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | 10月 (19日) | 70.0時間 | 97.5時間 | 27.5時間 | 11月 (19日) | 70.5 | 95.5 | 25.0 | 12月 (19日) | 76.0 | 105.5 | 29.5 | 1月 (17日) | 70.0 | 98.0 | 28.0 | 2月 (18日) | 73.0 | 91.5 | 18.5 | 3月 (22日) | 84.5 | 121.0 | 36.5 |
| 月 | 政務活動時間 | 出退勤時間 | その他の時間 (参考) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 (19日) | 70.0時間 | 97.5時間 | 27.5時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 (19日) | 70.5 | 95.5 | 25.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 (19日) | 76.0 | 105.5 | 29.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 (17日) | 70.0 | 98.0 | 28.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 (18日) | 73.0 | 91.5 | 18.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 (22日) | 84.5 | 121.0 | 36.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 添付書類 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出 | <p>上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ 備考 | 政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県議会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

(出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 住所

(出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までとする。

(出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県議会議員団
所在地 奈良市登大郡町30奈良県庁内（議会議棟 日本共産党議員控室）

(身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

(勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

(年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

(賞金及び賞与)

第八条 出向者の賞金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県議会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

(社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

(出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にもなっており発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する帰職又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

(1) 甲から乙への連絡調整事項

イ 出向者の履歴に関する事項

ロ その他乙から求められた事項

(2) 乙から甲への連絡事項

イ 出向者の乙における業務内容

ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇

ハ 出向者の勤務状況

ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

| | |
|------|--------------|
| 所在地 | 奈良市四條大路2番16号 |
| 事業所名 | 日本共産党奈良県委員会 |
| 代表者 | 委員長 藤野 隆夫 |

2021（令和3）年4月1日

| | |
|-------|-----------------|
| 所在地 | 奈良市登大郡町30奈良県議院内 |
| 事業所名 | 日本共産党奈良県議会議員団 |
| 県議会議員 | 藤野 隆夫 |
| 県議会議員 | 小林 照 |
| 県議会議員 | 太田 邦 |

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2021年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

| 雇用者氏名 | 住所 | | 生年月日 | | 性別 | 賃与1 賃与2 | 月 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|----|----|
| | 18 | 19 | 18 | 19 | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 労働日数 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 18 | 19 | 17 | 18 | 22 | 225 | | |
| 労働時間数 | 71.0 | 68.0 | 68.0 | 56.0 | 56.0 | 68.5 | 70.0 | 70.0 | 70.5 | 76.0 | 70.0 | 73.0 | 84.5 | 70.0 | 73.0 | 84.5 | 832 | | |
| 時間外労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 休日労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 深夜労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 基本給 | 127,800 | 122,400 | 122,400 | 100,800 | 101,700 | 123,300 | 126,000 | 126,000 | 126,900 | 136,800 | 126,000 | 131,400 | 152,100 | 126,000 | 131,400 | 152,100 | 1,497,600 | | |
| 時間外手当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 通勤手当(課税) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 通勤手当(非課税) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 課税合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 非課税合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 総支給額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 健康保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 介護保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 厚生年金保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 雇用保険保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 社会保険料合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 課税対象額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 所得税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 市町村民税 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 控除額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 差引支給額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 領収印 | [Redacted] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

| 年月日 | | 給与額 (職員負担分) | 労災保険事業者負担分 (3/1000) |
|--------------|-----------|-------------|---------------------|
| 2021. 5. 16 | 2021年04月分 | 31950円 | 95円 |
| 2021. 6. 21 | 2021年05月分 | 30600円 | 91円 |
| 2021. 7. 09 | 2021年06月分 | 30600円 | 91円 |
| 2021. 8. 16 | 2021年07月分 | 25200円 | 75円 |
| 2021. 9. 15 | 2021年08月分 | 25425円 | 76円 |
| 2021. 10. 22 | 2021年09月分 | 30825円 | 92円 |
| 2021. 11. 08 | 2021年10月分 | 31050円 | 93円 |
| 2021. 12. 13 | 2021年11月分 | 31725円 | 95円 |
| 2022. 1. 06 | 2021年12月分 | 34200円 | 102円 |
| 2022. 2. 08 | 2022年01月分 | 31500円 | 94円 |
| 2022. 3. 10 | 2022年02月分 | 32850円 | 98円 |
| 2022. 4. 04 | 2022年03月分 | 38025円 | 114円 |
| | | | 1116円 |